

西表島観光管理計画

令和5年3月

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島

世界自然遺産地域連絡会議 西表島部会

目次

計画の位置付け（はじめに）	1
1. 観光利用の現状と課題	2
1. 1 西表島における観光の現状・動向	2
1. 2 西表島におけるインフラの現状・動向	11
1. 3 西表島における観光利用による影響と評価	15
2. 観光管理の目標と方針	18
2. 1 観光管理の全体目標	18
2. 2 各主体の責務と行動指針	19
2. 3 観光管理の基本方針	20
(1) 影響の評価結果に応じた観光管理の考え方	20
(2) 観光形態別の観光管理の考え方	20
(3) エリア別の観光管理の基本方針	22
2. 4 観光管理の方法	25
(1) 遺産地域における観光管理方法	25
(2) 遺産地域外における観光管理方法	31
3. 持続可能な観光の実現に向けた主な取組	41
4. モニタリングの実施と計画の進捗管理	46
4. 1 モニタリング・評価の体制	46
4. 2 計画の進捗管理の方法	46
4. 3 モニタリング指標	48

計画の位置付け（はじめに）

西表島における持続可能な観光を実現し、世界遺産登録に際して提示された世界遺産委員会からの要請事項にも対応するため、2020年1月に西表島部会が策定した『持続可能な西表島のための来訪者管理基本計画』を改定し、『西表島観光管理計画』を策定する。

要請事項

a) 特に西表島において、観光の収容能力とその影響に関する厳しい評価が実施され、改定観光管理計画に統合されるまでは、観光客の訪問レベルを現在のレベルに制限する、または現在のレベルより減少させること。

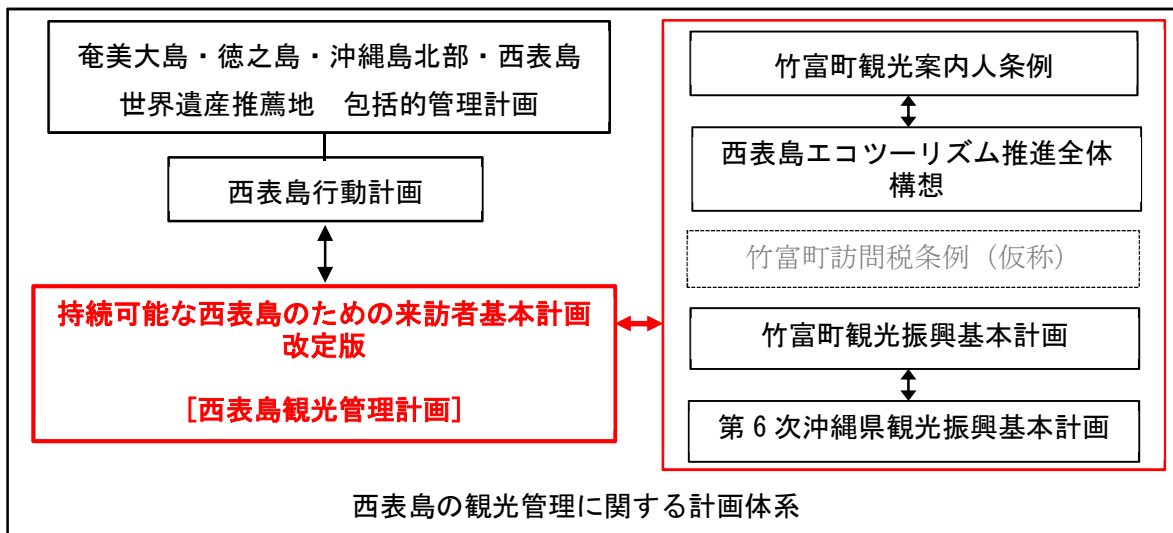
『西表島観光管理計画』は、遺産地域と遺産地域外を包含し、西表島全体を対象とした観光管理計画として、これまで個別に検討されてきた西表島の観光に関わる各種構想・計画・制度等を統合した計画とする。

本計画では、西表島における観光の現状とその影響を厳しく評価したうえで、西表島における持続可能な観光を実現するため、西表島の観光が目指すべき目標を定め、遺産地域と遺産地域外での観光管理の基本方針と管理基準を設定し、適切な管理を実施するための具体的取組とその実効性を確認・評価するモニタリング方法及び管理体制を提示する。

西表島の主要な観光形態が「周遊型観光」と自然環境資源を活用した「自然体験型観光」であることに鑑み、文化的な体験型観光については本計画では扱わず、策定中の竹富町観光振興基本計画や関係団体との連携により対処することとする。また、観光の振興についても基本的に扱わないが、観光による多面的価値の創出については、環境・社会・経済が調和した持続可能な観光の実現に資するものであることから、取り扱うこととした。

なお、本計画で設定した観光管理の基本方針と管理基準の一部は、西表島エコツーリズム推進全体構想（以下「全体構想」とする）等の関連する構想・計画・制度等に定められたものを引用している。今後も関連する個別の構想・計画・制度等の方針や基準との間に矛盾が生じないように相互に調整し、必要に応じてそれぞれの構想・計画・制度等に反映させるなど、西表島部会において確認・連動を図るものとする。

本計画の上位計画及び関連構想・計画・制度との関係は以下のとおりである。



1. 観光利用の現状と課題

1. 1 西表島における観光の現状・動向

(1) 入域観光客数の動向

- ・西表島全体の年間入域観光客数は、2007年に40.6万人とピークを迎えた後は増減を繰り返していたが、2015年以降は漸減傾向を示しており、新型コロナウイルス感染拡大による移動制限の影響を受けた2020年以降は、2019年以前の50%以下に落ち込んでいる。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける直前の2019年は290,313人であり、東部の大原港から224,493人、西部の上原港から65,820人が訪れている。
- ・コロナ禍や東日本大震災による特異年を除く直近10年間の入域観光客数の平均は33万人/年となっている。
- ・2019年の実績から西表島への1日当たりの入域観光客数の年間変動をみると、ピーク日の入域観光客数は1,543人/日であり、そのピーク率は0.49%であった。また、平均は862人/日、標準偏差は250人/日でバラツキが大きく、上位30日で年間入域観光客数の12.2%を占めている。



図 西表島の年間入域観光客数の推移 (データ出典：竹富町ウェブサイト)

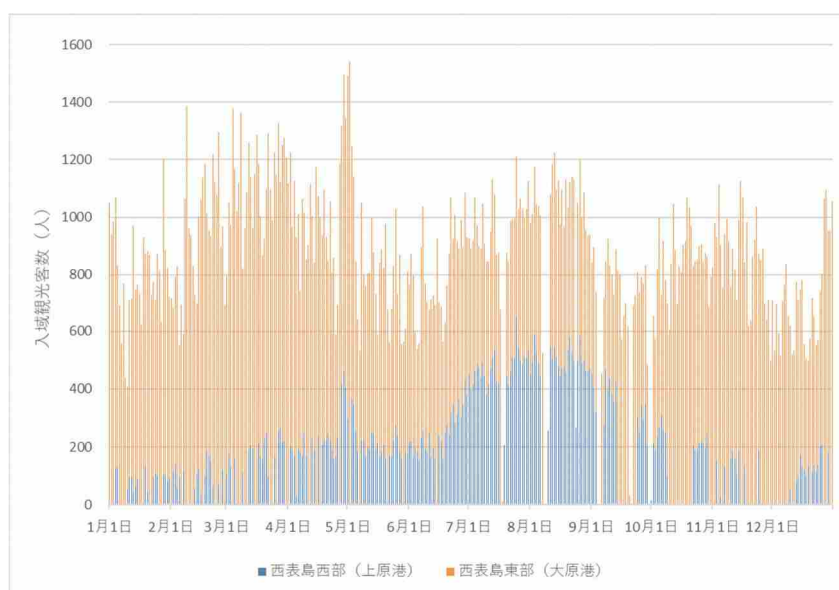


図 2019年の日別入域観光客数の推移 (データ出典：船会社提供データより編集)

表 2019 年の日別入域観光客数の上位 30 日 (データ出典：船会社提供データより編集)

順位	日付			入域観光客数 (人)		
	年	月日	曜日	大原行き	上原行き	合計
1	H31/R1	5月2日	木	1,543	0	1,543
2	H31/R1	4月29日	月	1,034	464	1,498
3	H31/R1	5月1日	水	1,196	296	1,492
4	H31/R1	2月9日	土	1,386	0	1,386
5	H31/R1	3月4日	月	1,379	0	1,379
6	H31/R1	3月8日	金	1,364	0	1,364
7	H31/R1	4月30日	火	939	406	1,345
8	H31/R1	3月27日	水	1,073	251	1,325
9	H31/R1	4月28日	日	896	420	1,316
10	H31/R1	2月25日	月	1,226	69	1,296
11	H31/R1	3月22日	金	1,194	95	1,289
12	H31/R1	3月16日	土	1,287	0	1,287
13	H31/R1	3月30日	土	1,058	218	1,276
14	H31/R1	3月12日	火	1,070	189	1,259
15	H31/R1	3月29日	金	1,034	217	1,251
16	H31/R1	5月3日	金	882	367	1,249
17	H31/R1	4月2日	火	1,024	203	1,227
18	H31/R1	3月25日	月	1,061	164	1,225
19	H31/R1	8月13日	火	682	542	1,224
20	H31/R1	2月22日	金	1,153	65	1,217
21	H31/R1	7月25日	木	564	648	1,212
22	H31/R1	3月31日	日	1,207	0	1,207
23	H31/R1	1月28日	月	1,101	105	1,205
24	H31/R1	8月26日	月	613	587	1,200
25	H31/R1	4月27日	土	1,188	0	1,188
26	H31/R1	8月12日	月	684	501	1,186
27	H31/R1	2月18日	月	1,085	99	1,184
28	H31/R1	3月17日	日	972	211	1,184
29	H31/R1	8月3日	土	588	589	1,177
30	H31/R1	4月15日	月	1,174	0	1,174

(2) 観光形態ごとの利用状況

- ・西表島における観光は、主要な観光地点を周遊するもの（周遊型）、豊かな資源を活用した体験を行うもの（体験型）、自然環境を目的としたもの、生活文化や伝統文化を目的としたもの、西表島で宿泊するもの、石垣島などに宿泊して日帰りで訪れるもの、個人やグループで行動するもの、大型バスなどを利用して団体で行動するもの、といったように様々なものが混在している。
- ・本計画においては管理上の観点から、実態を踏まえて西表島の観光形態を「周遊型観光」と「自然体験型観光」の二つに大別してとらえることとする。それぞれの形態で、主な行動形態や利用場所、利用方法、観光客数の変動傾向などが異なっており、各形態の主要な特性を下表に示す。
- ・なお、体験型の観光には文化的資源を対象としたものもあるが、現時点では圧倒的に自然環境資源を活用したものが多くことから、文化的な体験型観光については本計画中では直接扱わず、他の計画や関連団体と連携して対処することとする。
- ・修学旅行での観光形態は、あらかじめ決められた行程に従って貸し切りバスで島内を移動する周遊型観光の形態を基本としつつも、仲間川や浦内川等の比較的大きなフィールドではカヌーツアーを行ったり、近年ではグループ単位に分かれて多様なアクティビティに参加するなど、自然体験型観光の形態との混合型の傾向がみられる。

<西表島における主な観光形態とその主な特性>

周遊型観光	<ul style="list-style-type: none"> ・大型バスやタクシーを利用して移動しながら、比較的大きな特定のフィールドや施設で観光を行う。 ・旅行会社や船会社が主催するツアーに参加する形での来訪が主であり、代表的な行動特性として、西表島には日帰りで訪問することが多く、あらかじめ決められた行程に従って団体で行動する。 ・世界遺産地域内の利用は、ほぼ仲間川と浦内川に限定されている。
自然体験型観光	<ul style="list-style-type: none"> ・自然の中でカヌーやトレッキング、ダイビングといったアクティビティを行うものであり、ガイドやインストラクターを伴う場合が多い。 ・主に個人客であり、島内ではレンタカーや宿・ツアーの送迎車等で移動することが多く、一定数の宿泊者もいると考えられる。 ・西表島での滞在時間に応じて、世界遺産地域の内外問わず周遊型観光で利用する場所も含めて、様々なフィールドを利用して様々なアクティビティを行っている。

- ・西表島への入域観光客数は季節変動も大きく、東部と西部ではピーク時期が異なっており、東部からの入域観光客は3月をピークとする冬場に集中し、西部からは8月をピークとする夏場に集中する。また、東部は周遊型が、西部は自然体験型の観光客が多い傾向にある。
- ・貸切バスやタクシーを利用した周遊型観光の来訪者数は、2019年の船及びバス等の乗客実数データでは、年間入域観光客数の約60%程度であり、東部からの入域観光客数に対する割合

は約80%近くを占めている。

- ・近年の動向として、周遊型観光での動力船利用の者は減少傾向にある一方、自然体験型観光の利用者は増加傾向にあると考えられ、それに伴って自然体験の案内を行うガイド事業者数も大幅に増加している。

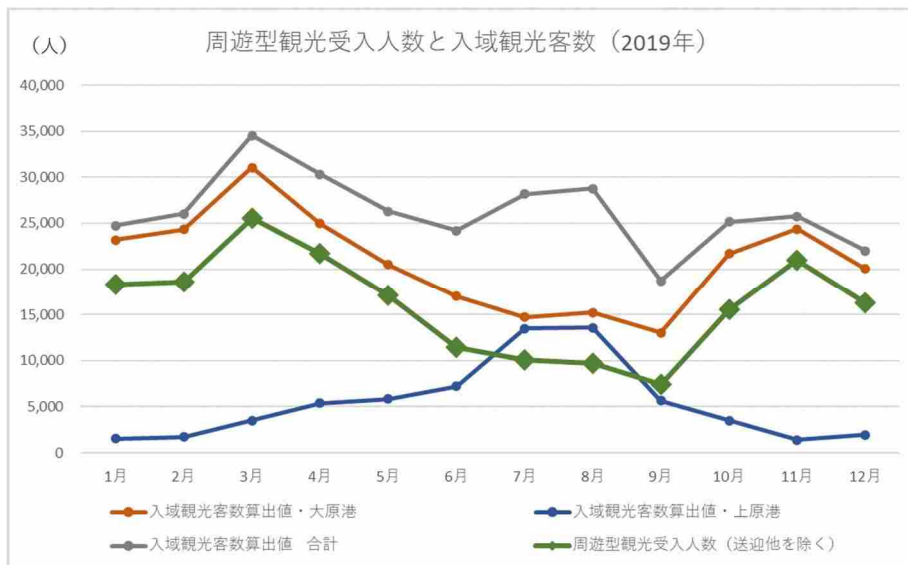


図 周遊型観光形受入人数の月別比較 (2019年)

※入域観光客数算出値 (大原港・上原港・合計) は船会社提供データをもとに既定の比率を掛けて算出

※「周遊型観光受入人数」は島内主要事業者2社による貸切バス及びタクシー利用者 (送迎等除く) の合計。ただし1月～3月分のタクシー利用者データは1社のみ



写真 周遊型観光 (左) 及び自然体験型観光 (右) のイメージ

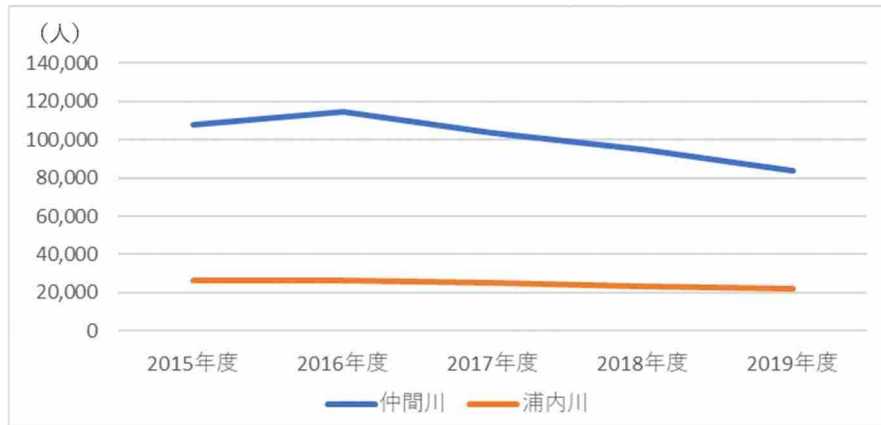


図 仲間川及び浦内川の利用者数の推移

※仲間川は（株）東部交通、浦内川は（資）浦内川観光からの提供データ

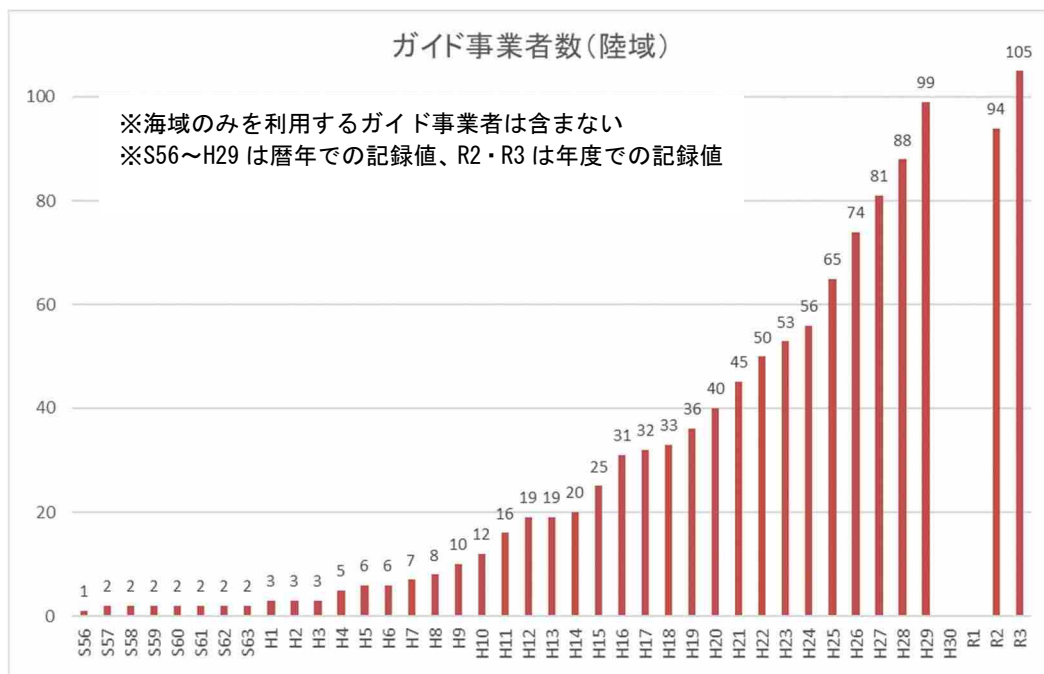


図 ガイド事業者数推移

出典：S56～H26：「平成 25 年度西表石垣国立公園における登山道適正利用推進業務報告書」（平成 26 年 3 月、環境省那覇自然環境事務所）、H27～H29：西表島エコツアーリズム協会による調査結果、R2～R3：竹富町観光案内人条例による免許取得事業者（免許を受けていない事業者は含まない）

(3) フィールドごとの利用状況

- ・2019年の西表島への入域観光客数は年間約29万人であり、その内ガイドが引率するカヌーやトレッキングツアー（エコツアー）等で遺産地域内のフィールドを直接的に利用した観光客は延べ約7万人（24%）、仲間川と浦内川で動力船による遊覧観光を行った観光客は延べ約15万人（52%）いたが、その他に周辺管理地域の施設やフィールドあるいは海域も利用されていた。
- ・エコツアー等による自然体験型観光に使用されているフィールドは西表島内に広く分布しており、西表全体では陸域の27箇所と海域一帯が利用されているが、その内の20箇所が遺産地域内に位置している。
- ・仲間川及び浦内川以外の遺産地域内のフィールドは、周遊型観光ではほとんど使用されず、もっぱら自然体験型観光で利用されていると考えられる。
- ・近年の動向として、利用フィールドの数は増加しており、一部のフィールドにおける利用者数も増加している。

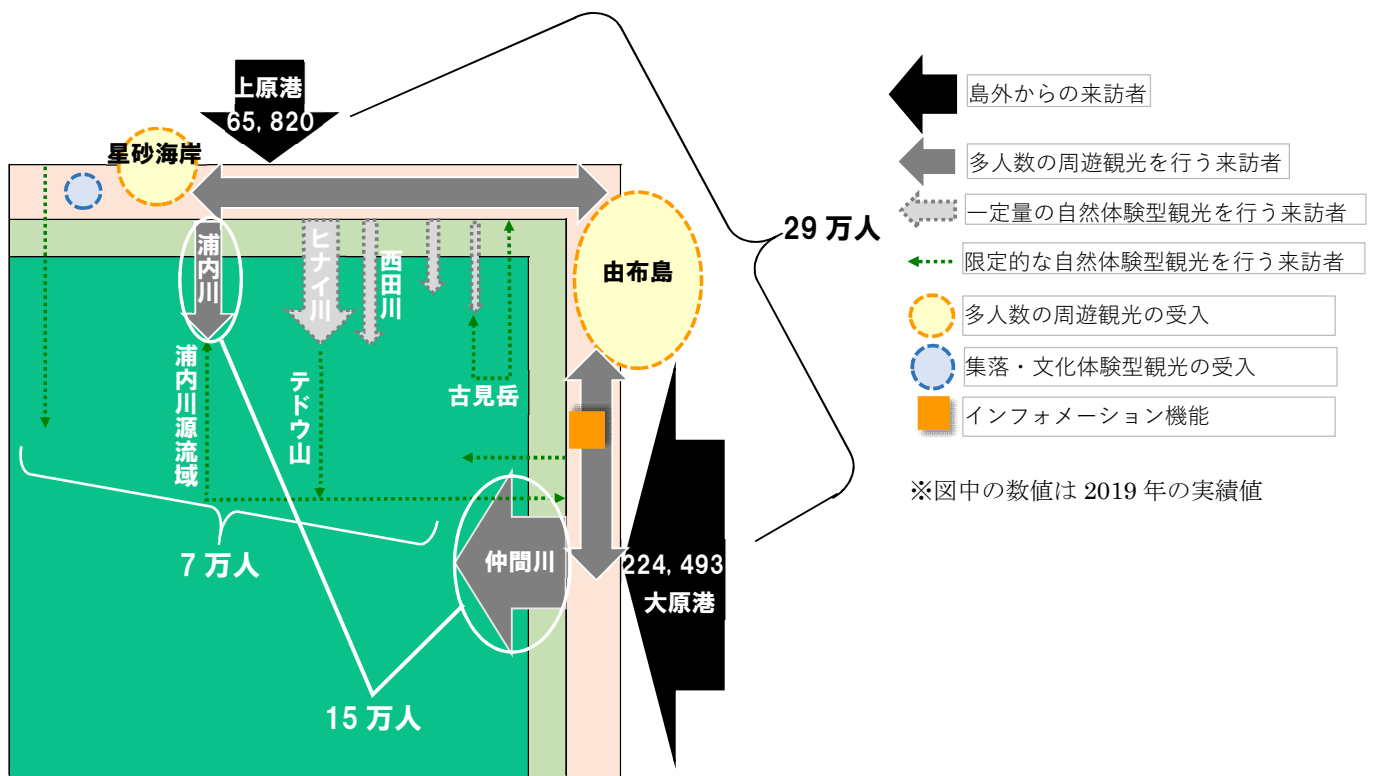


図 西表島における来訪者の入込状況【概念図】

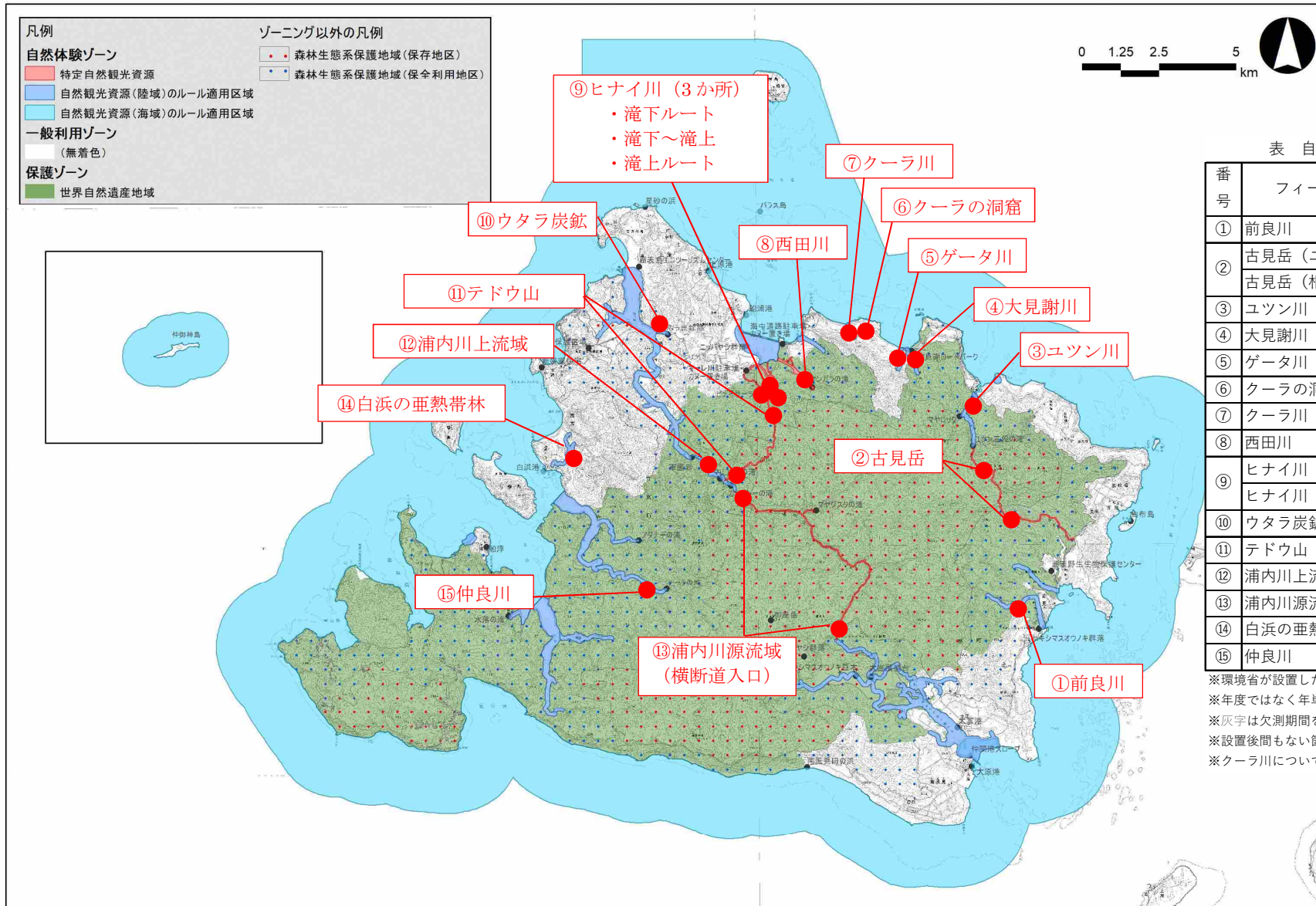


表 自然体験型観光の利用者数

番号	フィールド名	利用者数	
		2019年	2020年
①	前良川	1690	1109
②	古見岳 (ユツン側)	25	664
	古見岳 (相良側)	-	212
③	ユツン川	5347	4240
④	大見謝川	8240	2882
⑤	ゲータ川	-	3539
⑥	クーラの洞窟	-	-
⑦	クーラ川	-	2249
⑧	西田川	7153	2991
⑨	ヒナイ川 (滝下)	29666	18212
	ヒナイ川 (滝上)	-	2093
⑩	ウタラ炭鉱	-	-
⑪	テドウ山	-	779
⑫	浦内川上流域	-	-
⑬	浦内川源流域	752	1960
⑭	白浜の亜熱帯林	-	-
⑮	仲良川	2971	3596

※環境省が設置した利用者カウンターのINの値を使用
 ※年度ではなく年単位で集計
 ※灰字は欠測期間を含むデータ
 ※設置後間もない箇所や時期限定での設置箇所は未記入
 ※クーラ川についてはカヌー利用者を除いた数値

図 西表島の自然体験型ツアーフィールド及び利用者カウンター設置概略位置・利用者数

資料2-8 エコツアーによる利用者数（環境省）

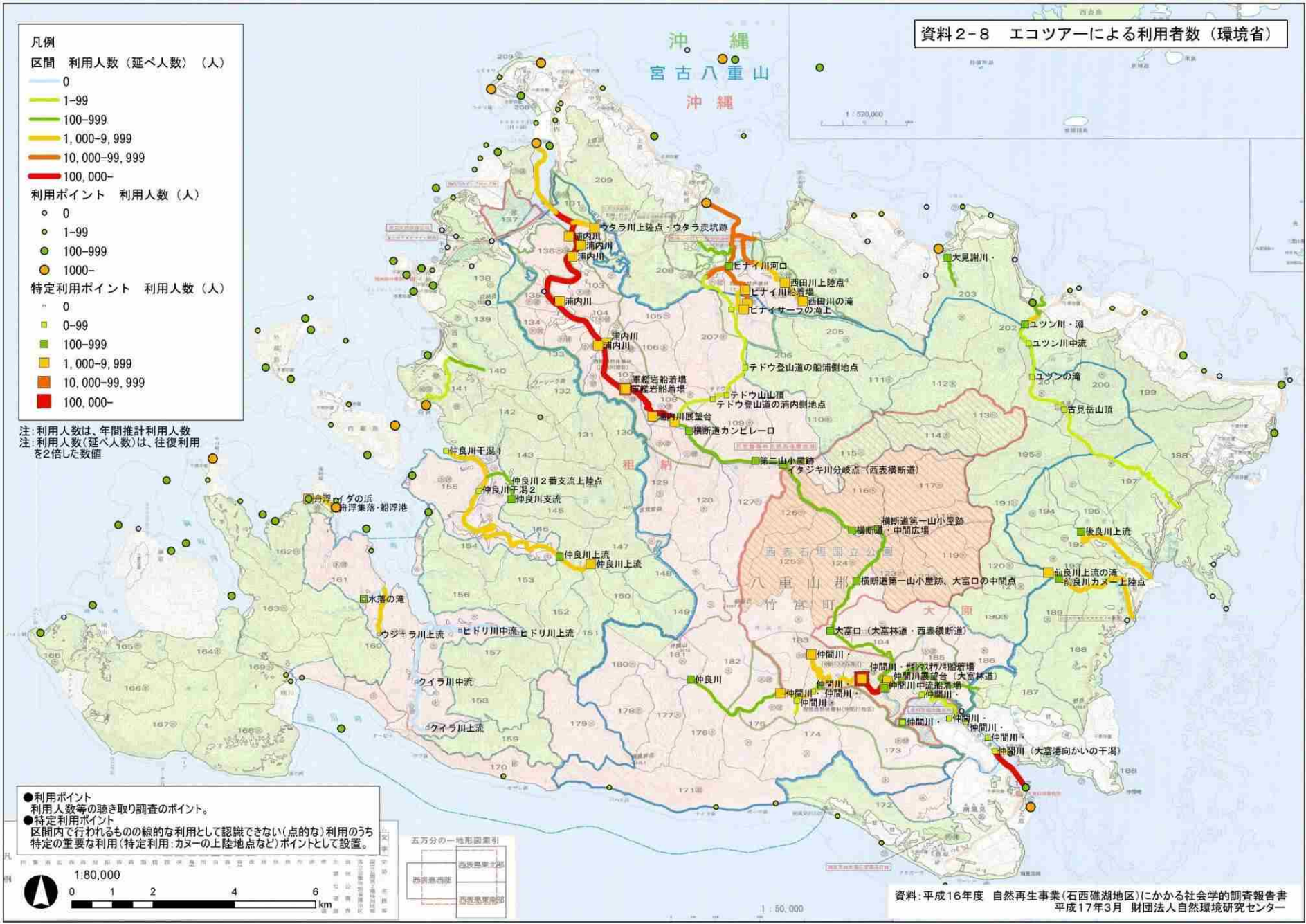


図 主な観光拠点・フィールド別利用状況（平成16年度・推計）（出典：平成16年度 自然再生事業（石西礁湖地区）にかかる社会的調査報告書）

(4) 宿泊及び宿泊施設の状況

- ・2015年～2016年に実施された調査によれば、西表島を訪問する観光客のうち西表島で宿泊するのは約23%、全体の平均宿泊日数は約0.36泊に留まり、石垣島に宿泊して日帰りで西表島を訪れる観光客が多い。西表島における観光消費額は宿泊客では約23,013円、日帰り客では約1,733円であり、宿泊客の方が大きい。
- ・2017年末時点の実績数値で、東部には20軒の宿泊施設がありその収容人数は429名、西部には55軒の宿泊施設がありその収容人数は1,545人、西表島全体では75軒の宿泊施設がありその収容人数は1,974人であった。
- ・西表島全体の宿泊施設の収容人数1,974人は、一日の最大の入域観光客数1,543人を上回っており、宿泊率を考慮しても数値上の宿泊収容力は現状において不足しているとは言えない。
- ・ただし、東部地域の宿泊容量が低いこと、宿泊事業者の高齢化や人手不足等により休業する宿や食事を提供しない宿が増えるなど、西表島の宿泊客の受入れ環境には懸念点もみられる。

表 西表島における宿泊状況について

項目	夏	秋	冬	合計	備考
日帰り客数(人)	53	111	141	305	
日帰りのべ数(回)	61	122	156	339	
宿泊客数(人)	30	23	38	91	
宿泊のべ数(泊)	54	32	55	141	
観光客数(人)	83	134	179	396	日帰り客数+宿泊客数
宿泊率(%)	36.1	17.2	21.2	23.0	宿泊客数/観光客数
平均宿泊日数(日)	0.65	0.24	0.31	0.36	宿泊のべ数/観光客数
宿泊客の平均宿泊日数(日)	1.80	1.39	1.45	1.57	平均宿泊日数/宿泊率×100で算出

(データ出典：平成28年度竹富町入域観光統計調査のデータをもとに算出)

表 宿泊施設軒数と宿泊容量 (2017年末時点)

区分		南風見	南風見仲	古見	高那	東部計	上原	西表	西部計	合計
旅館	軒数	—	1	—	—	1	—	1	1	2
	収容人数	—	20	—	—	20	—	21	21	41
リゾートホテル	軒数	1	—	—	2	3	3	2	5	8
	収容人数	80	—	—	100	180	502	120	622	802
民宿	軒数	7	1	1	—	9	14	8	22	31
	収容人数	84	10	4	—	98	340	125	465	563
ペンション・貸別荘	軒数	2	2	—	—	4	18	1	19	23
	収容人数	10	18	—	—	28	272	4	276	304
ドミトリー・ゲストハウス	軒数	1	—	1	—	2	4	—	4	6
	収容人数	39	—	4	—	43	26	—	26	69
ウィークリーマンション	軒数	—	—	—	—	0	1	—	1	1
	収容人数	—	—	—	—	0	15	—	15	15
団体経営施設	軒数	1	—	—	—	1	—	2	2	3
	収容人数	60	—	—	—	60	—	85	85	145
ユースホステル	軒数	—	—	—	—	0	1	—	1	1
	収容人数	—	—	—	—	0	35	—	35	35
合計	軒数	12	4	2	2	20	41	14	55	75
	収容人数	273	48	8	100	429	1190	355	1545	1974

(データ出典：既存宿泊施設変更調査のデータをもとに算出)

1. 2 西表島におけるインフラの現状・動向

(1) 航路の状況

- ・石垣島と西表島（大原、上原）を結ぶ定期航路の許可を持つ事業者は3社であり、2022年12月時点で、八重山観光フェリー及び安栄観光の2社が実際に定期航路の運航を行っている。
- ・石垣～大原または石垣～上原の定期航路を運航する事業者の船舶の定員は平均100名程度である。八重山観光フェリー及び安栄観光による夏季における運航回数は下表によれば石垣～大原航路で14回/日、石垣～上原航路で11回/日程度である。
- ・これらの数値から輸送容量を概算すると、石垣～大原航路が1,400人、石垣～上原航路が1,100人となり合計2,500名程度となる。この数値は、2019年の一日の入域観光客数の最大値1,543人を上回っている。

表 西表島における旅客定期航路の現況（2021年10月1日現在）

事業者名	使用船舶明細		航路名（西表島関係）	運航回数
	船舶数	旅客定員		
八重山観光フェリー	12	合計：1241 最大：217 最小：13 平均：約103	石垣～大原	5／日（10～3月） 6／日（4～9月） 3／週 月・水・金
			石垣～大原～竹富～石垣	1／日
			石垣～上原	1／日（7～9月）
			石垣～鳩間～上原～石垣	2／日 3／週 火・木・土
			石垣～小浜～大原～小浜～竹富～小浜～石垣	1／日
安栄観光	10	合計：1195 最大：198 最小：54 平均：約120	石垣～大原	5／日 3／週 火・木・土
			石垣～上原	6／日（4～6月） 7／日（7～9月） 5／日（10～3月） 1／週（5～7月・日のみ）
			石垣～鳩間～上原～石垣	1／日 3／週 月・水・金
			石垣～黒島～大原	1／日
石垣島ドリーム観光	10	合計：964 最大：245 最小：35 平均：約96	石垣～大原	3／日 3／週 月・木・土
			石垣～鳩間～上原～鳩間～	3／週 月・木・土
			石垣～大原～小浜～石垣	1／日
			石垣～大原～竹富～石垣	1／日

出典：「運輸要覧」：沖縄総合事務局 運輸部

(2) 観光バス、レンタカー、タクシーの状況

- 貸切観光バスの台数は、2016 年度に 45 台でピークを迎えた後は減少傾向にある。レンタカーの台数は年による変動が比較的大きいが、過去 10 年間で概ね 200 台～300 台の間を推移しており、データのある中で直近の 2018 年度は 250 台であった。タクシーの台数は 2018 年度までは 9 台であったが 2019 年度から 6 台に減少している。

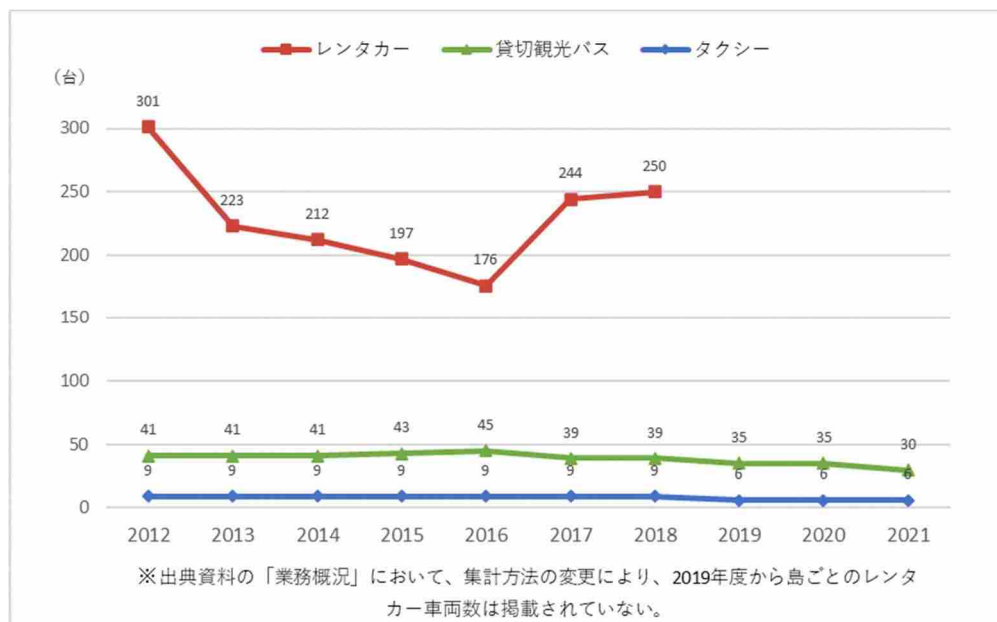


図 西表島におけるレンタカー・貸切観光バス・タクシー台数の推移

出典：「業務概況」：沖縄総合事務局 運輸部

(3) ごみ処理容量と残余容量

- 西表島には、竹富町リサイクルセンターに管理型の一般廃棄物最終処分場が設置されている。可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び焼却灰が、西表島内だけでなく竹富町内の他の島からも搬入され、再資源化できるものを除いて、破碎又は焼却の処理工程を経て施設内に埋め立てられている。かん、びん、ペットボトルなどの資源ごみに関しては、島外に搬出処分されている。
- 竹富町においては事業系一般廃棄物と家庭系廃棄物を一緒に収集しているため、観光と関係があると考えられる事業系一般廃棄物の量を把握することはできない。
- 最終処分場については平成 27 年度末時点で 83.1 年と十分な残余年数を残している。

表 竹富町リサイクルセンター最終処分場の残容量

埋立開始 年月	終了予定 年月	埋立面積 (㎡)	埋立容量 (m³)	平成 27 年度末	
				残余容量 (m³)	残余年数 (算定値)
H18.4	H33.3	4,300	22,000	19,701	83.1 年

注) 残余年数は、基本的には残余容量を直近 1 年間の埋立実績で除して推計。

出典：八重山要覧 (平成 29 年度版)

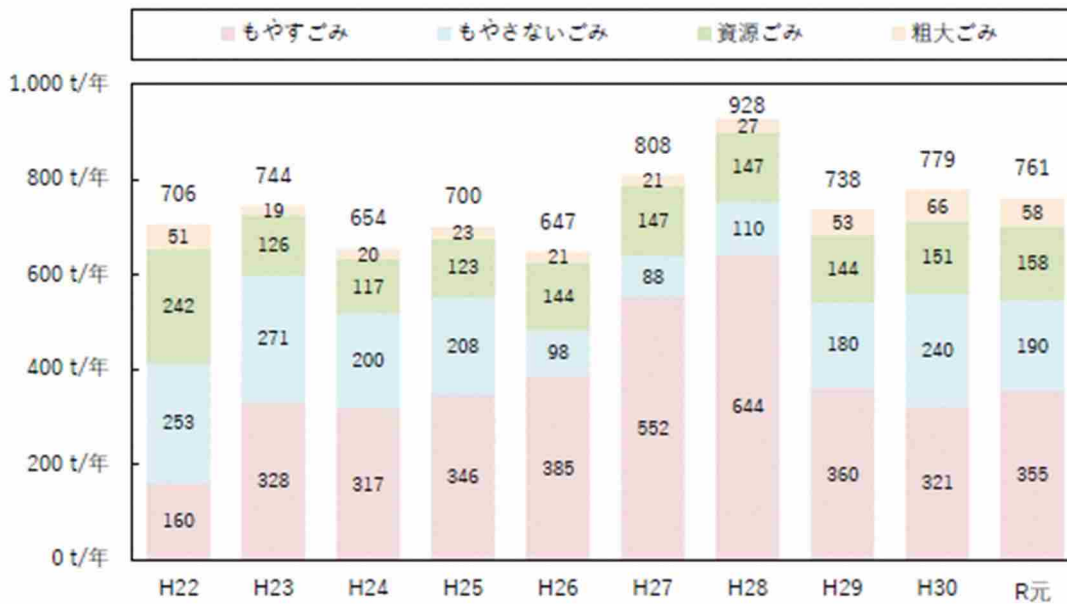


図 竹富町におけるごみの種類別排出量の推移

出典：竹富町 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（後期計画）

(4) 上水道供給量

- ・2018年度のメーター読み取りによる使用水量の合計値では、一年間の使用水量は西表島内合計で380,437 m³、西表島を含む5つの事業区の合計で693,337 m³となっていて、半分程度は他島での使用である。

表 集落別の使用水量の推移（青着色は他島を含む数値）（単位：m³）

集落	事業区	西表	2018.4	2018.5	2018.6	2018.7	2018.8	2018.9	2018.10	2018.11	2018.12	2019.1	2019.2	2019.3	合計
竹富	竹富	島外	8,077	8,389	7,830	7,320	8,993	9,371	7,468	8,230	8,201	7,947	7,332	6,862	96,020
黒島	東部第一	島外	4,444	5,949	5,118	4,814	5,418	4,638	5,017	4,175	4,700	4,164	3,653	3,642	55,732
新城	東部第一	島外	201	252	297	350	461	261	203	142	93	103	93	118	2,574
豊原	東部第一	島内	1,875	2,179	2,187	2,218	2,209	2,194	2,074	2,099	1,971	2,103	2,063	1,966	25,138
大原	東部第一	島内	4,882	4,825	4,627	4,007	4,691	3,829	4,358	3,792	3,898	5,110	4,321	4,747	53,087
大富	東部第一	島内	2,784	2,632	2,809	2,669	2,746	2,801	2,530	2,521	2,516	2,759	2,594	2,329	31,690
小浜	東部第二	島外	21,515	19,299	20,482	21,456	22,717	24,170	21,109	21,467	19,783	19,990	16,522	17,134	245,644
古見	東部第二	島内	847	773	796	877	781	778	725	789	731	722	759	779	9,357
美原	東部第二	島内	1,490	1,420	1,410	1,304	1,301	1,465	1,420	1,788	1,769	1,602	1,621	1,289	17,879
船浦	上原	島内	2,012	1,757	2,007	1,753	2,130	2,111	1,825	1,841	1,678	1,764	1,206	1,480	21,564
上原	上原	島内	3,445	3,183	4,162	3,573	4,386	4,326	3,727	3,357	3,293	3,246	2,310	2,655	41,663
住吉	上原	島内	3,517	3,918	4,194	4,195	4,970	5,121	4,212	3,905	3,512	3,197	2,726	2,620	46,087
中野	上原	島内	2,346	2,353	3,197	3,143	2,869	2,777	2,390	2,334	2,296	2,214	1,902	1,839	29,660
浦内	上原	島内	4,059	4,299	4,052	3,927	5,419	6,382	4,621	4,874	3,951	3,345	2,656	2,445	50,030
鳩間	上原	島外	594	740	913	852	975	847	918	699	639	517	638	618	8,950
干立	西表西部	島内	1,146	1,124	1,257	1,196	1,456	1,476	1,216	1,167	1,248	1,271	1,146	1,107	14,810
祖納	西表西部	島内	1,633	1,575	1,681	1,588	1,789	1,759	1,520	1,533	1,569	1,515	1,227	1,271	18,660
白浜	西表西部	島内	1,213	1,149	1,307	1,307	1,252	1,356	1,156	1,264	1,177	1,270	1,252	964	14,667
舟浮	舟浮	島内	496	602	601	515	638	534	575	450	547	404	420	363	6,145
波照間	波照間	島外	7,209	6,164	6,421	6,106	6,347	6,813	5,926	5,746	5,604	6,585	5,558	5,496	73,975
西表島内合計			31,745	31,789	34,287	32,272	36,637	36,909	32,349	31,714	30,156	30,522	26,203	25,854	380,437
西表島を含む事業区の合計			58,499	58,029	61,097	59,744	66,208	66,825	59,596	58,197	55,371	55,296	47,109	47,366	693,337
総計			73,785	72,582	75,348	73,170	81,548	83,009	72,990	72,173	69,176	69,828	59,999	59,724	863,332

※水色着色部分は西表島以外の使用水量を含む数値

- ・日別の送水・配水流量をみると、入域観光客が増えた2019年のゴールデンウィーク（GW）には上原水道区で上水の使用が増えて供給能力ぎりぎりにまで達しており、実際に節水の呼びかけが行われるなど上水道供給量がひっ迫していた。

表4 送水・配水流量と入域観光客数（令和元年3月及びGW）

水道区			東部第一		東部第二		上原	入域観光客数 (人)	うち 大原港 (人)	うち 上原港 (人)		
対象集落等 (青字は島外)			豊原、大原、 大富、 新城 、 黒島	豊原、大原、 大富	古見、美原、 小浜	古見、美原	船浦、上原、 中野、住吉、 浦内、 鳩間					
計画一日最大給水量(m ³)			932	-	1400	-	1009					
年	日付	曜	送水・配水流量(m ³)									
H31年	3月1日	金	609	380	881	288	694	795	691	104		
H31年	3月2日	土	582	347	908	310	663	1042	868	174		
H31年	3月3日	日	622	377	965	345	737	969	840	129		
H31年	3月4日	月	637	385	943	275	709	1378	1378	0		
H31年	3月5日	火	643	387	921	126	768	1167	1008	159		
H31年	3月6日	水	602	389	921	44	735	1016	1016	0		
H31年	3月7日	木	600	377	936	41	734	1102	1102	0		
H31年	3月8日	金	593	383	926	156	736	1361	1361	0		
H31年	3月9日	土	552	343	956	168	750	813	702	111		
H31年	3月10日	日	577	361	976	46	764	956	956	0		
H31年	3月11日	月	600	378	1030	169	755	1084	1084	0		
H31年	3月12日	火	640	392	1080	296	807	1258	1069	189		
H31年	3月13日	水	624	385	1031	222	789	1137	933	203		
H31年	3月14日	木	620	375	924	176	826	961	767	195		
H31年	3月15日	金	597	379	915	158	776	1149	1149	0		
H31年	3月16日	土	613	375	937	134	756	1271	1271	0		
H31年	3月17日	日	600	367	873	135	769	1168	959	209		
H31年	3月18日	月	634	388	854	161	811	1000	836	165		
H31年	3月19日	火	601	376	872	173	803	867	713	154		
H31年	3月20日	水	632	378	841	147	822	921	696	225		
H31年	3月21日	木	642	391	883	200	813	1092	842	249		
H31年	3月22日	金	632	382	898	167	800	1280	1186	94		
H31年	3月23日	土	640	387	861	146	802	1079	1079	0		
H31年	3月24日	日	629	375	832	177	763	975	975	0		
H31年	3月25日	月	617	390	825	158	790	1204	1042	161		
H31年	3月26日	火	642	395	836	211	788	1124	1124	0		
H31年	3月27日	水	643	381	858	183	810	1291	1046	245		
H31年	3月28日	木	629	378	862	170	805	1103	842	261		
H31年	3月29日	金	631	381	892	175	784	1232	1019	214		
H31年	3月30日	土	621	376	846	204	763	1241	1027	214		
H31年	3月31日	日	606	367	830	174	738	1175	1175	0		
H31年	4月27日	土	620	389	831	175	799	1165	1165	0		
H31年	4月28日	日	713	458	834	209	910	1293	879	414		
H31年	4月29日	月	728	443	894	254	984	1467	1010	457		
H31年	4月30日	火	654	360	966	263	1003	1325	919	406		
R1年	5月1日	水	608	339	999	41	945	1466	1172	293		
R1年	5月2日	木	617	332	1041	0	944	1508	1508	0		
R1年	5月3日	金	600	325	1008	42	960	1229	864	365		
R1年	5月4日	土	666	333	934	55	974	1157	782	375		
R1年	5月5日	日	600	309	984	47	895	834	578	256		
R1年	5月6日	月	581	311	788	153	814	632	451	181		

※送水・配水流量は竹富町上下水道課提供の流量監視システムのデータを使用。配水池での貯留や送水システムでの漏水等により、実際に使用された水量とはずれが生じる場合がある。

※入域観光客数は船会社提供の日別データをもとに算出

※橙着色は1日あたりの入域観光客数の基準値を超過した日

1. 3 西表島における観光利用による影響と評価

西表島の遺産地域内外において想定される観光による影響（脅威）を網羅的に抽出し、それぞれの脅威に対して、影響を受けるエリアの重要度と収容能力を踏まえて、現在のリスクの大きさとその変化動向について評価を行った。評価結果は次ページの表に示したとおりである。

遺産地域内においては、周遊型観光での利用はほぼ仲間川と浦内川での動力船観光に限定されており、その影響については低リスクと評価された。一方、自然体験型観光に伴う利用により、利用箇所が増加、入込客数の増加や利用集中、一部の来訪者・観光事業者の無責任な行動やアクティビティの負荷による影響が想定され、遺産地域の保全の重要性に鑑みてそのリスクは高いと評価された。

遺産地域外においては、西表島への多くの来訪者の入込そのものや、特定の時期への利用集中、一部の来訪者・観光事業者の無責任な行動やアクティビティの負荷により、自然環境や島内インフラを含む地域社会への影響が想定され、そのリスクは中程度と評価された。その他、開発行為は自然公園法等の関係法令により規制されているためリスクは低い一方で、イリオモテヤマネコ等の保全の重要性に鑑みてロードキルによる影響のリスクは高いと評価された。

上記の評価結果を踏まえて、以下の観光利用による影響に関して、管理基準の設定や管理強化のための対策の検討が必要であると判断した。

これらの対策の取組に加えて、遺産地域外での観光に関しては、観光客の行動や価値観の多様化が西表島の環境・社会・経済等にプラスの効用をもたらす可能性もあることから、本計画では影響の管理だけでなく、観光による多面的価値の創出に資する取組も含めて検討し、その効果については本計画の効果検証の段階で改めて評価する必要があると判断した。

(1) 遺産地域内で管理の強化が必要と判断された観光による影響と評価

① 自然体験利用のフィールドとして利用されている箇所の増加による影響

自然体験利用のフィールドとして利用されている箇所の増加による影響については、遺産地域の保全の重要性に鑑み、影響のリスクは大きいと評価される。あらゆる行動が影響を引き起こすと仮定し、予防的観点から、現在の状態を許容限界として利用箇所数の増加を制限する必要がある。

② 自然体験型利用の入込客数の増加・利用集中による影響

自然体験利用のフィールドとして利用されている箇所への入込客数の増加と利用集中による影響については、遺産地域の保全の重要性に鑑み、影響のリスクは大きいと評価される。特に影響が懸念される場所については、収容能力の観点や現在の状態から許容限界を設定して入込客数をその範囲内に制限し、それ以外の場所においても、入込客数の増加を抑制しつつ入込客数と利用に伴う影響指標（環境負荷指標）の継続監視による管理強化が必要である。

③ 来訪者・ガイド事業者の無責任な行動やアクティビティの特性による影響

来訪者・ガイド事業者の無責任な行動やアクティビティの特性による影響については、遺産地域の保全の重要性に鑑み、影響のリスクは大きいと評価される。影響を未然に防止するため、環境への負荷低減と来訪者の安全確保のための自然体験利用のルールを

経験と実績に基づいて設定し、そのルールが遵守される仕組みを制度的に担保する必要がある。

(2) 遺産地域外で管理の強化が必要と判断された観光による影響と評価

① 西表島への入込客数の総量による影響

西表島への入込客数の総量による影響については、影響のリスクは中程度と評価される。年間入域観光客数については、近年は年毎に増減を繰り返しており、しかも、想定される影響との関係を収容能力の観点から評価して基準値を設定することが困難であることから、当面は直近10年間程度の実績を目安として入込客数の変動及び総数がその範囲内に収まるよう、慎重に監視していく必要がある。

② 特定の時期への利用集中による影響

特定の時期への利用集中に関しては、影響のリスクは中程度と評価される。定期船の混雑や島内インフラへの影響が懸念されることから、収容能力との関係から基準値を設定して入込客数を出来る限り基準値以下に抑えるよう調整する必要がある。

③ 車道における交通量の増加や速度超過による影響

個人型旅行形態の増加とイリオモテヤマネコ等のロードキル発生との直接的な因果関係は明らかになっていないが、車道における交通量の増加や速度超過はロードキルの要因になりうると考えられ、当該種のロードキルの深刻さから判断して影響のリスクは大きいと評価される。そのため、交通規則の遵守徹底のため連携体制や普及啓発の強化を図りつつ、今後は入域観光客とヤマネコ等の交通事故の関係についても分析を行い、より効果的な対策を検討する必要がある。

④ 来訪者・ガイド事業者の無責任な行動やアクティビティの特性による影響

来訪者・ガイド事業者の無責任な行動やアクティビティの特性による影響については、影響のリスクは中程度と評価される。影響を未然に防止するため、環境への負荷低減と来訪者の安全確保、住民生活への配慮のための利用のルールを設定し、普及啓発やルールが遵守される仕組みづくりを行っていく必要がある。

表 西表島の観光において想定される影響と評価

影響の区分	影響要因	想定される影響（脅威）	影響の評価				
			リスク評価	動向評価	評価の理由		
遺産地域内での影響	遺産地域内での利用箇所の増加	人間活動の影響を受けない原生的なエリアの縮小 人間活動による影響の拡散・累積・複合化 希少性の高い生物種の生息・生育阻害	高	↗	2019年時点で遺産地域内において自然体験利用のフィールドとして恒常的に利用されている場所は20か所存在する。（※遺産地域外を含めると陸域27箇所及び海域一帯が利用されている） 利用箇所数の増加と想定される影響との関係を示す科学的根拠はないが、利用箇所数は近年明らかに増加しているため、一旦、現在の状態を許容限界として利用箇所数の増加を制限する必要がある。 そのうえで、西表島の遺産価値を示す種及び生育・生息環境の保全状況と各利用箇所における観光利用に伴う環境負荷を指標としてモニタリングを実施し、その結果を踏まえて将来的に許容限界の妥当性を評価する。		
	遺産地域内への入込客数の増加 特定の場所・時期への利用集中	人間活動に対して脆弱な場の損壊・環境の劣化 希少な生物種の生息・生育阻害 来訪者の安全性の低下 来訪者の体験の質・満足度の低下	高	↗	2019年時点の自然体験型利用による遺産地域内への入込客数は約7万人である。 自然体験型利用は、利用箇所ごとの入込客数の把握を環境省が2019年から始めたため、入込客数の変化状況は十分把握されていないが、近年の西表島内でのガイド事業者数は急増していることから、遺産地域の各利用箇所での入込客数の増加が懸念されている。 入込客数の増加と想定される影響との関係を示す科学的根拠はないが、入込客数が近年増加している可能性の高い自然体験型利用に関しては、特に入込客数が相対的に多く利用が集中している場所においては、収容能力の観点から許容限界を設定して入込客数をその範囲内に制限する必要がある。また、希少生物の重要な生息・生育地に関しては、リスクの回避の観点から、現在の入込客数を目安とした仮の許容限界を設定して入込客数をその範囲内に制限していく必要がある。 そのうえで、その他の自然体験型利用のフィールドに関しては、利用箇所ごとの入込客数の継続的監視と入込客数の急増を抑制する対策を講じつつ、観光利用に伴う環境負荷を指標としたモニタリング結果から、入込客数の増加と想定される影響との因果関係の解明に努め、その結果を踏まえて入込客数を順応的に管理していくことが望ましい。		
	来訪者・ガイド事業者の無責任な行動	希少な動植物の採取	採取対象となる希少種の個体数減少 絶滅リスクの増加	高	↗	遺産地域内では、2019年時点で入込客の多くがガイド事業者の同行・案内を受けているが、来訪者への適切な指導が徹底されない場合もあり、また、ガイド事業者の動向・案内を受けない個人利用者が十分な知識や準備なくフィールドに入る例も見られることから、無責任な行動に伴う影響が懸念されている。様々なアクティビティによる自然体験利用が行われており、そのアクティビティの種類は年々多様化しているため、アクティビティの特性に応じた影響を回避・低減させるためのきめ細かな配慮が必要である。 来訪者・ガイド事業者の無責任な行動やアクティビティの特性と想定される影響との関係を示す科学的根拠はないが、影響を未然に防止するには、環境への負荷低減と来訪者の安全確保のための自然体験利用のルールを経験と実績に基づいて設定し、そのルールが遵守される仕組みを制度的に担保することが有効である。また、特に重要なフィールドやリスクの高い場所では、利用しようとする者を事前に確実に把握・管理し、適切な方法でフィールドに入るようさせる仕組みも有効であると考えられる。 そのうえで、入込状況や設定したルールの遵守状況を継続的に監視しつつ、観光利用に伴う環境負荷を指標としたモニタリング結果から、設定した利用ルールの妥当性を検証し、必要に応じてルールを見直していくといった順応的管理を行っていくことが望ましい。	
		ゴミの投棄	水質の悪化、生息・生育環境の悪化				
		野外での排泄行為	水質の悪化、生息・生育環境の悪化				
		侵略的外来種やベットの持ち込み	競合や捕食等による在来種の生息・生育状況悪化 ヤマネコ等野生動物への感染症罹患				
		野生動物への餌付け	野生動物の行動・生態変化				
		カヌー等の無秩序な放置	マングローブ林等への影響、景観阻害				
	アクティビティによって生じる負荷	トレッキング	入込客の踏圧による歩道沿いの土壌の踏み固め・裸地化・浸食拡大・樹木損傷/歩道周辺の植生の変化/外来種の侵入・拡散/道迷いによる遭難				
		カヌー・カヤック等	マングローブ林内への侵入による幹・根の損傷 海岸・河川周辺の植生や野生動物の生息地のかく乱				
沢流遊び・キャニオニング		急激な水質悪化による魚類等の生息・繁殖阻害 踏み荒らしによる河床のかく乱や付着藻類の損傷 底生生物やデトリスのかく乱					
生物観察・釣り・採取等		釣り・採取対象となる生物の個体数減少 忌避・人慣れ等による野生動物の行動・生態変化					
動力船による遊覧	動力船の曳き波による土壌侵食やマングローブ林への影響	低	↘	2019年時点の仲間川・浦内川での動力船遊覧による入込客数は約15万人であるが、動力船による遊覧利用は、30年以上前から自然公園事業として環境省の認可を受けた事業者が限定的に行っており、将来的にも事業者数の増加は想定されない。入込客数も経年的に把握されているが、近年明らかに入込客数は減少していることから、利用増による影響も想定されない。 さらに、既に曳き波のたちにくい船の導入、船の航行速度の低下等の対策が実施されており、仲間川については保全利用協定により、浦内川では自主ルールを定めて、継続的なモニタリングも実施されている。			
遺産地域外での影響	観光のための開発行為	施設建設 地形改変 樹木の伐開等	低	→	西表島は遺産地域外も含めて全島国立公園に指定されており、緩衝地帯は特別地域、周辺管理地域は普通地域として自然公園法により一定規模以上の開発行為には環境省の許可や届出が必要となり、事前に指導・調整が行われるため、無秩序な開発による影響は想定されない。		
	西表島への入込客数の総量 特定の時期への利用集中	来訪者による定期船の利用 観光事業者等による駐車場の占有	定期船・港の混雑 来訪者の快適性・満足度の低下（トイレ混雑・雰囲気が悪い・機嫌が悪い等） 住民生活への支障（乗船できない・港に駐車できない等）	中	→	西表島の入込客数は2007年までは急激に増加していたが、直近10年間は年毎の増減を繰り返しており、2009～2019年（2011年の東日本大震災及び2020年以降の新型コロナ感染症影響を受けた特異年を除く10年間）の平均は約33万人/年程度である。 2019年時点でも西表島の来訪者の多くは、遺産地域外の由布島観光と遺産地域内の仲間川や浦内川の動力船遊覧を組み合わせた周遊型の日帰りバスツアーに参加しているが、このような周遊型のバスツアーの利用は近年減少傾向にあることから、今後の利用増による影響は想定されない。 西表島への年間入込客数に関しては、近年は年毎に増減を繰り返しており、しかも、想定される影響との関係を収容能力の観点から評価して基準値を設定することが困難であることから、当面は直近10年間程度の実績を目安として入込客数の変動及び総数がその範囲内に収まるよう、慎重に監視していく必要がある。 ただし、特定の時期への利用集中に関しては、定期船や島内インフラへの影響との関係がある程度明らかであることから、収容能力との関係から基準値を設定して入込客数をその範囲内に制限する必要がある。	
		来訪者による島内インフラへの負荷	上水の供給量の不足による給水制限の発生 下水処理・ごみ処理にかかる負荷や費用の増大	中	→		
	個人型旅行形態の増加 来訪者・観光事業者の無責任な行動	車道における交通量の増加や速度超過	ヤマネコ等野生動物の交通事故リスクの増加 住民生活の安全性の低下	高	↗	個人や小グループ単位での個人型旅行は近年増加しており、レンタカーの利用やガイド事業者、宿泊事業者等による送迎の機会が増えることから、イリオモテヤマネコ等の交通事故リスクの増加が懸念されている。また、交通量の増加や速度超過は住民生活の安全性の低下につながるおそれがある。想定される影響との直接的な因果関係は明らかになっていないが、イリオモテヤマネコ等のロードキルは深刻な状況である。そのため、交通規則の遵守徹底のため連携体制や普及啓発の強化を図り、来訪者やガイド事業者の行動変容による影響の回避・低減を促しつつ、今後は入域観光客とヤマネコ等の交通事故の関係についても分析を行い、より効果的な対策を検討する必要がある。	
		来訪者・観光事業者の無責任な行動	希少な動植物の採取	採取対象となる希少種の個体数減少 絶滅リスクの増加	中	↗	遺産地域外での来訪者の行動は近年多様化しており、2019年時点では、従来の由布島観光に加え、海岸部での遊泳や海域でのダイビング、スノーケリング、シーカヤック、釣り等の海域利用も盛んであり、集落散策等の文化体験や林道等を使ったトレッキングや生物観察、星空観察等も行われている。それに伴い従来の来訪者自身によるセルフガイドに加え、遺産地域外でのガイド事業者の利用も増加しており、来訪者・ガイド事業者の無責任な行動やアクティビティの特性に応じた影響が懸念されている。 来訪者・ガイド事業者の無責任な行動やアクティビティの特性と想定される影響との関係を示す科学的根拠はないが、影響を未然に防止するには、環境への負荷低減と来訪者の安全確保、住民生活への配慮のための利用のルールを設定し、普及啓発やルールが遵守される仕組みづくりを行っていく必要がある。 そのうえで、設定したルールの遵守状況を継続的に監視しつつ、観光利用に伴う環境負荷を指標としたモニタリング結果から、設定した利用ルールの妥当性を検証し、必要に応じてルールを見直していくといった順応的管理を行っていくことが望ましい。
			気軽な診療所の利用	診療所の負担の増加			
			集落内での住居ののぞき見	住民のプライバシーの侵害			
			御嶽や祭りの場等の神聖な場所への侵入	地域の文化・慣習の侵害			
			水着での集落内歩行	住民生活の風紀の悪化・不快感			
	アクティビティによって生じる負荷	トレッキング・散策	狩猟場・農地への立入りによる狩猟・農業活動の阻害 罠や用具の損壊				
生物観察		海岸部での施設照明やライトの使用によるウミガメの産卵の阻害					
		ホテル観察における無秩序なライトの使用によるホテル類の生息環境悪化					
昆虫採集・釣り		採取対象となる生物の個体数減少 漁場での遊泳や船の停泊による漁業活動の阻害					
遊泳・ダイビング・スノーケリング・釣り		日焼け止めや洗剤等の化学物質の使用による水質の悪化・海棲生物の生育環境の悪化 アンカリングによるサンゴの損壊 技術の低い遊泳によるサンゴの損壊					
洞窟探検・ケービング		洞窟内への立入り、ライトの使用によるコウモリ等の生息の阻害					

2. 観光管理の目標と方針

2. 1 観光管理の全体目標

持続可能な西表島のための来訪者管理基本計画の改定に当たり、整合を図るべき上位計画、関連計画等を踏まえて、相互に整合がとれるかたちで西表島の観光が目指すべき目標を設定した。上位計画、関連計画における目標設定の考え方については、以下のように整理した。

- ・本計画の上位計画である遺産地域の包括的管理計画においては、①観光利用による遺産地域への負荷低減と遺産価値の維持、②来訪者の安全確保と質の高い自然体験の提供、③地域環境の保全と社会・経済への貢献、の3点が持続可能な観光の戦略的推進のための要件としてあげられている。
- ・竹富町観光案内人条例においては、①優れた自然環境・生態系の保全、②自然環境資源の持続可能な利活用、③永続的な地域振興への貢献、の3点が自然観光事業の適正化を目指す条例の目的として位置づけている。
- ・西表島エコツーリズム推進全体構想においては、①自然観光資源の観光利用からの保全、②安全で質の高い体験による魅力の伝達、③地域の持続可能な振興への寄与、の3点をエコツーリズム推進の目的としている。
- ・竹富町観光振興計画は令和4年度末の改定に向けて現在検討中であるが、令和4年12月段階で公表された素案においては、基本理念として「島の個性を保全・継承する持続的な観光まちづくり」を掲げ、①「責任ある観光」の構築、②「観光による経済波及効果の増幅」、③「観光と、自然・暮らしとの両立の推進」、④「観光の観点からみた町内課題の解決」の4点を試作方針としている。
- ・第6次沖縄県観光振興基本計画においては、①沖縄固有の歴史文化や世界自然遺産に登録された自然を生かしたリアルな旅行体験の提供、②環境・住民への負荷低減と質の高い観光事業の継続、資源継承の担い手が育成される環境確保、の2点を目標としている。

このように本計画の上位および関連計画に共通する理念は、『持続可能な観光の実現』であることに鑑み、西表島における観光管理の全体目標を以下のとおり設定した。

<観光管理の全体目標>

**観光による環境・住民生活への影響を抑制するとともに、
責任ある観光と観光による地域貢献を促進し、
誇りある島の自然と暮らしを将来にわたって守り受け継ぐ。**

2. 2 各主体の責務と行動指針

先に掲げた西表島における観光管理の全体目標を達成するためには、西表島の観光管理に関わる行政、観光事業者、来訪者、島民の各主体が、それぞれが担うべき責務と自らの行動による影響や効果を正しく認識したうえで、本計画に定めた観光管理の取組を推進していかなければならない。各主体の責務と行動指針は以下に示したとおりであり、この責務と行動指針は、竹富町西表島エコツーリズム推進協議会を核とする産官学民連携体制のもと、適切な手法をもって、島内外のステークホルダーや来訪者のみならず全世界に向けて発信を続ける。

<行政>

西表島の観光管理に関わる行政機関は、西表島の観光の現状と動向と観光によって想定される影響について常に把握、監視するとともに、世界遺産の価値の保全と観光による西表島の自然環境や文化・生活への影響の低減に向けて必要な措置を講じることをその責務とする。

また、関係行政機関は、相互に情報の共有に努め、各機関がそれぞれの所管事項を駆使し、かつ各機関が連携・協力することにより、必要な措置が速やかに実施できるよう努める。

<観光事業者>

西表島の観光に関わる事業者は、自らの事業活動が西表島の自然環境や地域の文化・生活に影響を及ぼすおそれのあることを十分認識し、事業活動によって生じる負荷の低減に努めるとともに、西表島の世界遺産・文化の価値の保全や地域貢献に資する観光事業を推進することをその責務とする。

<来訪者>

西表島に観光及びその他の目的で訪れ、滞在する来訪者は、自らの行動が西表島の自然環境や地域の文化・生活に影響を及ぼすおそれのあることを十分認識し、定められたルールや要請事項に従って自らの行動抑制に努めるとともに、西表島の世界遺産・文化の価値を理解し、地域住民の生活を尊重し、責任をもって行動することをその責務とする。

<島民>

西表島の島民は、島の暮らしや文化が豊かな自然環境によって支えられていることを十分認識し、自らもその良好な関係を維持し、将来に引き継いでいくとともに、行政が実施する島の自然や文化の保全に関する正当な施策に協力することをその責務とする。

また、町民は、観光事業者や来訪者の責任ある観光や観光による地域貢献に対しては、温かく受け入れ、観光によって得られた利益や恩恵をより良いかたちで活かしていけるよう努める。

2. 3 観光管理の基本方針

(1) 影響の評価結果に応じた観光管理の考え方

「1. 3 西表島における観光利用による影響と評価」では、西表島の観光において想定される影響について3段階のリスク評価を行った。観光管理はこの影響リスクに応じた強度で実施する必要があることから、評価レベルごとに以下に示す考え方に基づいて観光管理を実施する。

【リスク高】

リスクが高いと評価された項目については、自然環境の保全や住民生活への影響防止を確実なものとするため、影響の程度を左右する管理項目に対して、収容能力の検討や最低限維持すべき許容限界等を踏まえて数値設定を含む管理基準を設け、可能な限り法的な裏付けを持つ規制的手法により管理を行うこととする。

【リスク中】

リスクが中程度と評価された項目については、影響の程度を測る目安となる数値や良好な管理状態（適切なルールの設定等）を管理基準として定め、来訪者やガイド事業者が適切な行動をとるようなインセンティブの付与等の誘導的手法や積極的な情報提供などの情報的手法を中心に管理を行うこととした。管理基準の達成状況や、環境負荷や住民生活への影響が生じているかどうかを把握するための影響指標については継続的にモニタリングを行い、状況に応じて順応的に取組強化等の対応を行うことで、実際に生じる影響を適切なレベルに管理することとする。

【リスク低】

リスクが低いと評価された項目については、本計画の定期点検のタイミングで5年ごとに現在の状態が維持されていることを確認することで、中長期的なレベルでの状況変化に対応できるような管理を行うこととする。

(2) 観光形態別の観光管理の考え方

西表島においては観光形態に応じて利用者の特性や行動パターン、ピーク時期等が大きく異なることを踏まえて、周遊型観光、自然体験型観光それぞれの特性に応じた観光管理が必要であることから、以下に示す考え方に基づいて観光管理を実施する。

【周遊型観光】

周遊型観光による遺産地域内での利用は仲間川及び浦内川の動力船にほぼ限定されており、その影響リスクは低いと評価されている。一方、遺産地域外でリスクが高いとされたロードキルの影響についても、周遊型観光では観光バス等の運転手への指導・管理が徹底されているためロードキルの増加要因にはなりにくい。また、周遊型観光に限定すれば来訪者数は減少傾向にあり、観光客の行動も予め決められた行程により管理されているため、影響リスクが中程度と評価された入込客数の総量による影響や観光客の無責任な行動に伴う影響についても、自然

体験型観光との比較において相対的に影響リスクは低いと考えられる。したがって、周遊型観光では、特定時期への利用集中による影響に対する管理の強化が最も重要であると考えられる。

周遊型観光では旅行代理店や航空会社、船会社、バス会社等の観光事業者が介在して旅程が組まれており、観光客への情報提供も観光事業者を通じて行われることから、主に観光事業者間の調整による利用集中の抑制やより負荷の少ない観光商品の開発等、観光事業者が主体となった取組が必要である。

上記のことを踏まえて、周遊型観光の管理においては、観光事業者への情報提供や観光事業者間の情報共有の仕組みづくりといった情報的手法と、来訪者や観光事業者へのインセンティブの付与といった誘導的手法を用いた観光管理を行うこととする。

【自然体験型観光】

自然体験型観光では、遺産地域内のフィールドも数多く利用されており、利用箇所の増加、入込客数の増加や集中、無責任な行動やアクティビティによる負荷による影響が生じる可能性があることから、特に遺産地域内においては、その保全の重要性に鑑み、高い影響リスクがあると評価されている。遺産地域外においても、自然体験型観光（個人利用者によるレンタカー利用やガイド等の送迎）とロードキルの間には明確な科学的根拠はないものの、イリオモテヤマネコ等の保全上の重要性の高さからロードキルが高リスクとして評価されている。その他遺産地域外における来訪者数の増加や集中、無責任な行動やアクティビティの影響については、中程度のリスクと評価されている。

また、自然体験型観光を行う来訪者の数は近年増加傾向にあることから、それらのリスクは高まりつつあると考えられる。

しかし、自然体験型観光を行う利用者については、西表島を来訪するにあたり、情報収集や行動のパターン、介在する事業者も様々であることから、その行動の管理やまとまった情報を確実に提供することが難しい。

上記のことを踏まえて、自然体験型観光の中でも特に高リスクと評価された影響、すなわち遺産地域内における利用の影響（利用箇所の増加、入込客数の増加・利用集中、利用者の無責任な行動、アクティビティの負荷）と、遺産地域外におけるロードキルの影響については、予防的な観点に立って規制的な手法を活用しながら影響リスクを確実に管理していく必要がある。遺産地域内における利用の影響に対しては、法的な裏付けを伴う規制により観光管理を実施することとする。遺産地域外におけるロードキルの影響に対しては、道路交通法に基づく制限速度の遵守が影響リスクの抑制につながると考えられることから、その遵守徹底や普及啓発の取組を行っていく。

また、遺産地域外でのその他の影響に対しては、積極的な普及啓発を行うことに加え、個人客に対して適切な情報を伝達することの難しさに留意して整備的手法による効果的な情報提供手段を確保するとともに、来訪者の行動変容を促すきっかけを与えるナッジの導入やインセンティブの付与などの誘導的手法を用いた観光管理を行うこととする。

(3) エリア別の観光管理の基本方針

西表島の観光管理の全体目標を達成に向けて、先に整理した観光影響の評価と観光形態の特性に応じた観光管理の考え方を踏まえて、改めて、遺産地域内と遺産地域外というエリア区分ごとに、以下に示す観光管理の基本方針として統合したうえで、必要な管理項目を抽出・整理した。

i. 遺産地域における観光管理

【管理の基本方針】

遺産地域においては、遺産価値の保全を最優先とし、あらゆる活動が影響を引き起こすと仮定して、観光利用による負荷を現状以下に抑えることを原則とする。

【管理の項目】

- ① 自然体験フィールドとしての利用箇所の制限
- ② 自然体験型利用の入込客数の制限
- ③ 来訪者・ガイド事業者の行動制限

ii. 遺産地域外における観光管理

【管理の基本方針】

遺産地域外においては、観光利用による負荷の低減を図りつつ、同時に責任ある観光と観光による地域貢献の促進を目指す。

【管理の項目】

- ① 西表島への入込客数の抑制
 - ①-1 年間入域観光客数の変動量及び総数
 - ①-2 1日当たりの入域観光客数
- ② 来訪者・ガイド事業者の行動制限
- ③ 観光による多面的価値の創出

なお、西表島におけるエリアごとの観光管理の枠組みと基本方針の概念図を次ページに示した。

また、各管理項目に対しては、それぞれ管理基準を定めたうえで、管理の実効性を担保するために必要な管理ツールの選定及び管理方法を検討した。検討結果は「2.4 観光管理の方法」に示したとおりであるが、その概要を「西表島における観光管理の枠組み」として表に整理した。

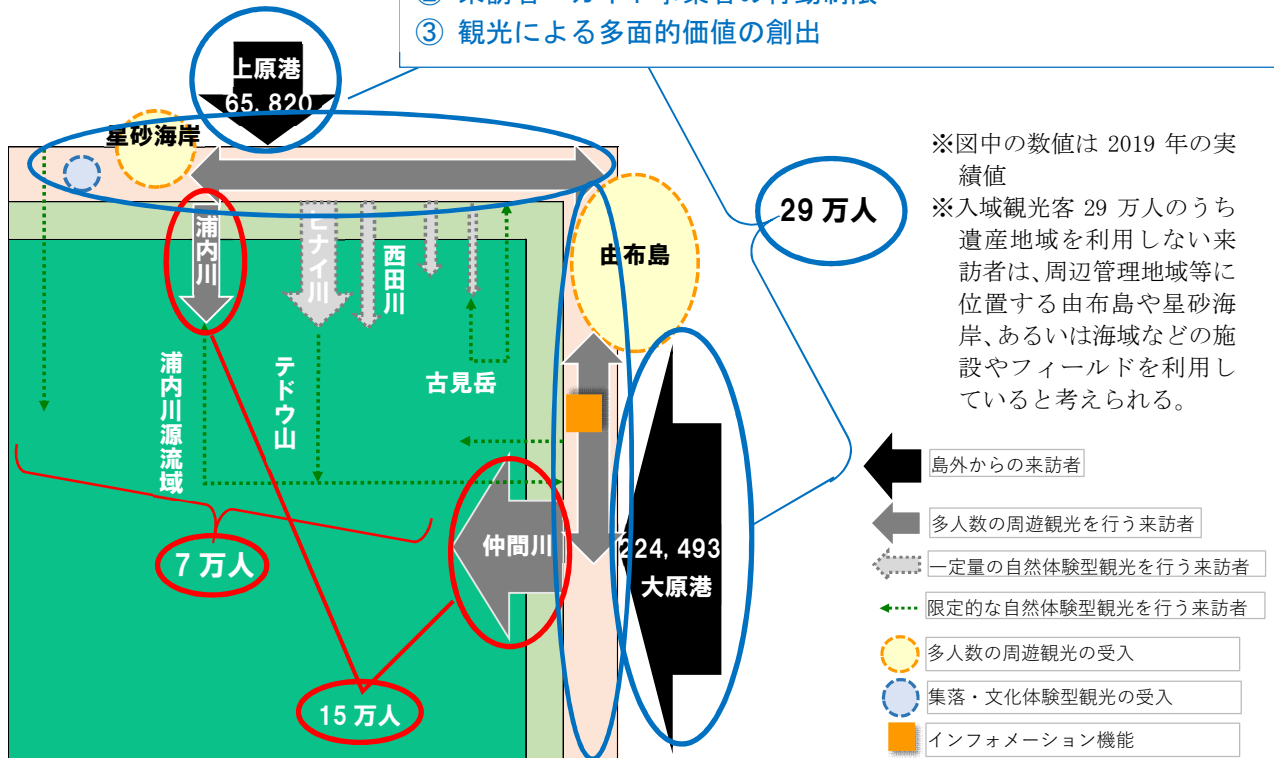
遺産地域外における観光管理

【管理の基本方針】

遺産地域外においては、観光利用による負荷の低減を図りつつ、同時に責任ある観光と観光による地域貢献の促進を目指す。

【管理の項目】

- ① 西表島への入込客数の抑制
 - ①-1 年間入域観光客数の変動量及び総数
 - ①-2 1日当たりの入域観光客数
- ② 来訪者・ガイド事業者の行動制限
- ③ 観光による多面的価値の創出



遺産地域における観光管理

【管理の基本方針】

遺産地域においては、遺産価値の保全を最優先とし、あらゆる活動が影響を引き起こすと仮定して、観光利用による負荷を現状以下に抑えることを原則とする。

【管理の項目】

- ① 自然体験フィールドとしての利用箇所の制限
- ② 自然体験型利用の入込客数の制限
- ③ 来訪者・ガイド事業者の行動制限

図 西表島における観光管理の枠組みと基本方針

表 西表島における観光管理の枠組

管理区域	管理項目	観光形態	リスク評価	管理基準	主な管理方法	
遺産地域	自然体験フィールドとしての利用箇所の制限	自然体験型	高	遺産地域内での利用箇所を R1 年時点（20 箇所）以上に増加させない	規制的手法	エコツーリズム推進全体構想（エコリズム推進法）の「保護ゾーン」の「原則観光利用不可」のルールに基づき利用を制限
	自然体験型利用の入込客数の制限	自然体験型	高	i 利用が集中する場所の入込客数 A. ヒナイ川：200 人/日以下 B. 西田川：100 人/日以下 に制限	規制的手法	エコツーリズム推進全体構想（エコリズム推進法）の「特定自然観光資源」に指定し、当該箇所への入域に関する事前承認制度の導入により人数を制限
				ii. 希少生物の重要な生息・生育地の入込客数 C. 古見岳：30 人/日以下 D. 浦内川源流域：50 人/日以下 E. テドウ山：30 人/日以下 に制限	規制的手法	
				iii. その他の自然体験型利用フィールドの入込客数 F. 場所・アクティビティ毎に 1 事業者・1 ガイドの案内客数の上限を設定	規制的手法	エコツーリズム推進全体構想（エコリズム推進法）の利用ルール遵守を観光案内人条例の規定とし、違反者を行政処分対象とすることでガイド事業者の行動を制限し、ガイド事業者に来訪者の行動管理義務を課す。
来訪者・ガイド事業者の行動制限	自然体験型	高	事業者向け共通ルール及びエリア・アクティビティ毎の個別ルールにガイド事業者の禁止事項・行為制限を設定	規制的手法		
遺産地域外	西表島への入込客数の抑制	周遊型・自然体験型	中	変動量：年間入域観光客数を前年比で 1 割以上増加させない。 総数：基準値を年間入域観光客数 33 万人として設定。	情報的手法 誘導的手法	前年の年間入域観光客数を踏まえて当該年の基準値となる年間入域観光客数を観光関係者等に周知し、必要な対応を要請する。 基準値を超える大幅な増加が確認・予測された段階で、西表島部会が想定される影響の程度を確認、再評価し、必要な対策が講じられるよう調整や要請を行う。 また、年間入域観光客数が 33 万人を超えた場合には管理方法を再検討する。
		周遊型・自然体験型	中	1 日当たりの入域観光客数を 1200 人/日以下に制限する ※ただし基準値は宿泊率の変動に応じて見直すこと	情報的手法 誘導的手法	直近の日別入域観光客数のデータを用いて、西表島の混雑状況を予測した「エシカル観光カレンダー」を作成・公表する。 情報発信の強化により観光客を閑散期に誘導する。 西表島への送客を担う観光関連事業者との連絡調整会議を実施し、来訪客数の平準化、混雑緩和を図るための調整を行う。
	来訪者・ガイド事業者の行動制限	（周遊型）・自然体験型	高	島内での車両走行速度を 40km/時以下に規制	規制的手法 誘導的手法	警察による巡視や取締りの他、管理機関・NPO 等によるパトロール・監視を継続し、来訪者、観光事業者、島民への普及啓発を実施する
		周遊型・自然体験型	中	一般利用者向け利用ルールに来訪者の禁止事項・行為制限を設定 事業者向け共通ルール及びエリア・アクティビティ毎の個別ルールにガイド事業者の禁止事項・行為制限を設定	情報的手法 整備的手法 規制的手法	エコツーリズム推進全体構想に定めた一般利用者向けの利用ルールについて、情報発信拠点の整備や観光事業者等の連携により、来訪者に対して積極的な情報提供を行い、ルールの遵守徹底を図る。また、ガイド事業者に対しては遺産地域と同様に全体構想に定められた利用ルールの遵守を求める。
	観光による多面的価値の創出	周遊型・自然体験型	—	— （影響評価と直接関係しないことから、管理基準は設けず、各主体の責務に応じた行動の促進目標を設定した。 i 行政：観光影響の低減に資するインフラ整備 ii 観光事業者：負荷低減・社会貢献に資する観光商品・サービス提供 iii 来訪者：観光活動に要する社会的費用の負担 iv 島民：生活・産業に伴う環境負荷の抑制）	情報的手法 誘導的手法 整備的手法	観光による西表島の環境・社会・経済的価値を高めていくために、利用者負担制度及びグッドプラクティス選定・支援制度等の仕組みによりインセンティブを付与するとともに、管理に必要な施設整備や体制強化を行うことで、各主体が多面的価値の創出の取組を推進するための行動促進を図る。

2. 4 観光管理の方法

(1) 遺産地域における観光管理の方法

【管理の基本方針】

遺産地域においては、遺産価値の保全を最優先とし、あらゆる活動が影響を引き起こすと仮定して、観光利用による負荷を現状以下に抑えることを原則とする。

現時点で想定される観光利用による影響評価の結果を踏まえて、遺産地域内で管理の強化が必要と判断された「自然体験フィールドとしての利用箇所の制限」、「自然体験型利用の入込客数の制限」、「来訪者・ガイド事業者の行動制限」の3項目について、それぞれ以下に示す方針にしたがって観光管理を実施する。

① 自然体験フィールドとしての利用箇所の制限

【影響評価】

自然体験利用のフィールドとして利用される箇所の増加による影響については、遺産地域の保全の重要性に鑑み、影響のリスクは大きいと評価される。あらゆる行動が影響を引き起こすと仮定し、予防的な観点から、現在の状態を許容限界として利用箇所数の増加を制限する必要がある。

【管理基準】

遺産地域においては、R1年時点で遺産地域内において自然体験利用のフィールドとして恒常的に利用されている以下の20か所での利用を許容限界として、それ以上、利用箇所が増大しないよう制限する。

表 遺産地域内の利用箇所（自然観光資源）

エリア	No.	資源の名称	遺産地域区分
仲間川	1-1	仲間川	ほぼ全域が遺産区域
仲間川	1-2	大富の亜熱帯林	遺産区域及び緩衝地帯
北東部	2-1	前良川	遺産区域
北東部	2-2	後良川	遺産区域
北東部	2-3	古見岳	遺産区域
北東部	2-4	ユツン川(ユチン川)	遺産区域
北東部	2-6	大見謝川	遺産区域
北東部	2-10	ナダラ川	遺産区域及び緩衝地帯
ヒナイ	3-1	西田川	遺産区域
ヒナイ	3-2	ヒナイ川	遺産区域
浦内川	4-1	浦内川本流	遺産区域及び緩衝地帯
浦内川	4-2	浦内川支流(ウタラ、シンマタ、カーシク、メバラ)	遺産区域及び緩衝地帯
浦内川	4-3	浦内川上流域(稲葉川)	遺産区域
浦内川	4-4	浦内川源流域(稲葉院)	遺産区域
浦内川	4-5	テドウ山	遺産区域
南西部	5-1	仲良川	大部分が遺産区域
南西部	5-2	仲良2番川(アダナデ川)	遺産区域
南西部	5-3	ミズウチ川(水落川)	遺産区域
南西部	5-4	ヒドリ川	遺産区域
南西部	5-5	クイラ川	遺産区域

【管理方法】

管理基準として設定したフィールドの利用箇所数について直接規制により管理を行う。

エコツーリズム推進全体構想において、現在恒常的に利用されている利用箇所を「自然体験ゾーン」、それ以外の遺産地域を「保護ゾーン」として位置づけ、「保護ゾーン」に関しては「原則、観光利用を行わないこととする」という利用ルールを設定することにより、利用箇所の増加を制限する。エコツーリズム推進全体構想の利用ルール遵守を観光案内人条例の規定とし、違反者を行政処分対象とすることでガイド事業者以案内客数の上限を遵守させる。

表 西表島エコツーリズム推進全体構想におけるゾーニングごとの観光管理の概要

ゾーニング	利用の考え方	対象エリア等	観光管理の概要（担保措置）
自然体験ゾーン	一定のルールの下で観光利用を行う	世界自然遺産内外に関わらず「陸域または海域を移動する事前体験ツアーの中で活用される自然観光資源」に含まれる主要な利用ルート（27か所）	<ul style="list-style-type: none"> 一般利用客向けの共通ルール等を設定 事業者向けの共通ルール及びエリア毎やフィールド毎の個別ルール等を設定 （※上記のルールを遵守するよう竹富町観光案内人条例に規定。陸域には行政処分あり。）
		+立入制限	特定自然観光資源（うち5か所） <ul style="list-style-type: none"> 総量規制のための立入制限の仕組み （※エコツーリズム推進法に基づく罰則あり）
一般利用ゾーン	観光利用が可能	世界自然遺産外で「自然体験ゾーン」以外の場所	<ul style="list-style-type: none"> 一般的なマナーや各施設の定めるルール等を遵守するよう普及啓発等を実施 他人の所有地や農林地に無断立入をしない
保護ゾーン	原則として観光利用不可	世界自然遺産内で「自然体験ゾーン」以外の場所	<ul style="list-style-type: none"> 原則として観光利用は行わない（地域住民の祭事・狩猟・学校利用及び学術研究利用は可）

② 自然体験型利用の入込客数の制限

【影響評価】

自然体験利用のフィールドとして利用されている箇所の入込客数の増加と利用集中による影響については、遺産地域の保全の重要性に鑑み、影響のリスクは大きいと評価される。特に影響が懸念される場所については、収容能力の観点や現在の状態から許容限界を設定して入込客数をその範囲内に制限し、それ以外の場所においても、入込客数の増加を抑制しつつ入込客数と利用に伴う影響指標（環境負荷指標）の継続監視による管理強化が必要である。

【管理基準】

全体構想に定められた通り、以下の i ~ iii のように入込客数の許容限界を設定する。
（※詳細は全体構想 p66~78（i、ii）及び p50~51（iii）参照。）

i. 利用が集中する場所の入込客数

特に入込客数が相対的に多く利用が集中している以下の場所においては、収容能力の観点から以下のとおり許容限界を設定して入込客数をその範囲内に制限する。

特定自然観光資源	上限人数
ヒナイ川	200 人/日
西田川	100 人/日

ii. 希少生物の重要な生息・生育地の入込客数

希少生物の重要な生息・生育地である以下の場所においては、現在の入込客数を目安とした仮の許容限界を以下のとおり設定して入込客数をその範囲内に制限する。

特定自然観光資源	上限人数
古見岳	30 人/日
浦内川源流域（横断道）	50 人/日
テドウ山	30 人/日

iii. その他の自然体験型利用フィールドの入込客数

その他の自然体験型利用のフィールドに関しては、各利用箇所が属するエリア毎、箇所毎、アクティビティ毎等、地域の状況に応じて、事業者当たり・ガイド当たりの1日当たりの案内客数の上限を設定することで、入込客数の急増を抑制する。

表 事業者ごと、ガイドごとの案内人数の制限

表1 事業者当たり、ガイド当たりの、陸域における1日当たりの案内客数等の制限

区分	エリア	1 仲間川			2 北東部	3 ヒナイ			4 浦内川				5 南西部			
	自然観光資源	仲間川		大富の亜熱帯林	各自然環境資源共通	西田川	ヒナイ川	船浦湾	浦内川本流		浦内川支流	浦内川上流域	浦内川源流域・テドウ山	各自然環境資源共通		
	アクティビティ等	カヌー等	動力船遊覧	全アクティビティ共通	全アクティビティ共通	全アクティビティ共通			カヌー等	動力船遊覧	全アクティビティ共通			カヌー等・トレッキング	動力船	動力船遊覧(下船しない場合)
1日あたりの案内客数等の制限	1ガイド当たり	12人以内かつカヌー等6艇以内	定められた船数及び乗船人数、運行数以内	8人以内	8人以内	8人以内	7人以内	8人以内	10人以内	定められた船数及び乗船人数、運行数以内	8人以内かつカヌー等5艇以内	制限なし	6人以内	8人以内	8人以内	定められた乗船人数以内
	1事業者当たり	24人以内		制限なし	16人以内	16人以内	14人以内	16人以内	午前・午後それぞれ20人以内		午前・午後それぞれ16人以内		12人以内	16人以内	16人以内	制限なし
	補足条件等	・修学旅行など教育目的の多人数利用については、事前に推進協議会に届出を行い、必要に応じて事業者当たりの案内客数の制限を含め推進協議会との調整を行う。			—	—	・ガイドは1事業者延べ3人までは案内客数に含めないが、4人目からは案内客数に含めてカウントする。			・修学旅行など教育目的の多人数利用については、事前に推進協議会に届出を行い、必要に応じて事業者当たりの案内客数の制限を含め推進協議会との調整を行う。				—	・同時帯に2隻まで	—

※カヌー等：カヌー、シーカヤック、SUP、インフレーターカヤック、サバニなどの動力のない船を含む

※動力船等：動力船、モーターボート、動力付きゴムボートなどエンジン付きの船を含む

※人数の数え方について、0歳児から全て一律に客数としてカウントする。

表2 事業者当たり、ガイド当たりの、海域における1日当たりの案内客数等の制限

区分	エリア	6 海域													
	アクティビティ	ダイビング			シュノーケル			カヌー・シーカヤック	SUP				釣り		
	アクティビティ細区分	ファンダイビング	体験ダイビング	ダイビング講習					海洋ツアー(風速5m以下の場合)		ダウンウインド(風速5m以上の場合)		SUP・サーフィンスクール	動力船等を利用する場合	カヌー等を利用する場合
1日あたりの案内客数等の制限	1ガイド当たり	8人以内	2人以内	4人以内	8人以内	10人以内	12人以内	8人以内	5人以内	10人以内	2人以内	4人以内	2人以内	定められた乗船人数以内	カヌー・シーカヤックのルールに準じる
	補足条件等	・ただし、6人以内を推奨し、初心者ダイバーの場合はさらに減員を推奨する。ショップツアーなど引率がある場合やガイドアシストがいる場合は、この限りでない。			—	—	・西表海域でのガイド歴が5年未満の場合	・西表海域でのガイド歴が5年～10年の場合	・西表海域でのガイド歴が10年以上の場合	・ただし、安全を考慮して、天候やガイド及び客の経験によつては、それ以下とする。 ・1ツアー16名までとする	—	・動力船の伴走がある場合	—	・動力船及び水上で使える無線を使用する場合	—

※カヌー等：カヌー、シーカヤック、SUP、インフレーターカヤック、サバニなどの動力のない船を含む

※動力船等：動力船、モーターボート、動力付きゴムボートなどエンジン付きの船を含む

※人数の数え方について、0歳児から全て一律に客数としてカウントする。

【管理方法】

利用が集中する場所及び希少生物の重要な生息・生育地として抽出された5地点に関しては、管理基準として設定したフィールドの入込客数について直接規制により管理を行う。エコツーリズム推進全体構想において「特定自然観光資源」として指定し、エコツーリズム推進法及び竹富町長の告示を根拠として、入域に際して事前承認を行う手続きを必要とする制度を導入し、設定した許容限界以下に入込客数を制限する。また、承認の要件として、登録されたガイド事業者の同行や事前のレクチャーの受講を求める。（※詳細は全体構想 p77～80 参照）

その他の自然体験型利用のフィールドに関しては、間接的な規制により入込客数の増加を抑制する管理を行う。エコツーリズム推進全体構想に定められた利用ルール遵守を観光案内人条例の規定とし、違反者を行政処分対象とすることで、全体構想に定められた事業者当たり・ガイド当たりの1日当たりの案内客数の上限を遵守させる。

③ 来訪者・ガイド事業者の行動制限

【影響評価】

来訪者・ガイド事業者の無責任な行動やアクティビティの特性による影響については、遺産地域の保全の重要性に鑑み、影響のリスクは大きいと評価される。影響を未然に防止するため、環境への負荷低減と来訪者の安全確保のための自然体験利用のルールを経験と実績に基づいて設定し、そのルールが遵守される仕組みを制度的に担保する必要がある。

【管理基準】

環境への負荷低減と来訪者の安全確保のための自然体験利用のルールとして、ガイド事業者の行動を管理するための基準となる禁止事項と行為制限を示したガイド事業者向けの利用ルールを設定し、「西表島エコツーリズム推進全体構想」に位置付けた。ガイド事業者向けの利用ルールには、次ページ以降の表に示したとおり、ガイド事業者全員を対象とした共通ルールとエリア・アクティビティの特性に応じた個別ルールの2種類のルールを設定した。

<利用ルールの設定>

利用ルールの設定に当たっては、竹富町西表島エコツーリズム推進協議会の下にガイドワーキンググループを設置し、西表島を利用フィールドの分布に基づいて5つのエリアに分割して、それぞれのエリアで自然ガイドとしての経験と実績を有するガイド事業者を集めて検討を行い、ガイド事業者相互の合意形成を図った。

【管理方法】

管理基準として設定した利用ルールについて法令に基づき遵守を義務付けることで、規制的な管理を行う。

西表島エコツーリズム推進全体構想と連動して運用される「竹富町観光案内人条例」

により、当該構想で定めた利用ルール¹の遵守については他の関係法令等の遵守と同様に観光案内人及び観光旅行者等の責務として位置づけている。(同条例施行規則第13条)。

特に観光案内人に対しては、ルールの遵守を怠り竹富町による指導にも従わず改善がなされない場合には、行政処分として観光案内人の免許の取消しや事業者名の公表等が行われることとなっており(同条例第22条及び23条)、この条例の規定によりガイド事業者のルール遵守を担保する。

また、「竹富町観光案内人条例」により、ガイド事業者には自らが案内する来訪者の行動管理義務が課せられていることから、間接的にはあるが、ガイド事業者を通じて来訪者のルール遵守を担保する。

(※具体的な利用ルールに関しては、全体構想 p38～52 参照)

(2) 遺産地域外における観光管理の方法

【管理の基本方針】

遺産地域外においては、観光利用による負荷の低減を図りつつ、同時に責任ある観光と観光による地域貢献の促進を目指す。

観光利用による負荷を低減するため、「西表島への入込客数の抑制」と「来訪者・ガイド事業者の行動制限」、「観光による多面的価値の創出」の3項目について、それぞれ以下に示す方針にしたがって観光管理を実施する。

① 西表島への入込客数の抑制

①-1 年間入域観光客数の変動量及び総数

【影響評価】

西表島への入込客数の総量による影響については、影響のリスクは中程度と評価される。年間入域客数については、近年は年毎に増減を繰り返しており、しかも、想定される影響との関係を収容能力の観点から評価して基準値を設定することが困難であることから、当面は直近10年間程度の実績を目安として入込客数の変動量及び総数をその範囲内に収まるよう、慎重に監視していく必要がある。

【管理基準】

西表島においては、世界自然遺産登録の効果によって、コロナ感染症の収束後には入込客数の増加も予想されることから、急激な観光客の増加による環境・社会への影響を最小限に抑えるため、過去の入域観光客の増減傾向を踏まえた年間入域観光客数の変動量及び総数を管理基準として以下のとおり設定する。

<年間入域観光客数の変動量及び総数>

本計画の基準年を令和元年とし、過去10年間（東日本大震災の影響を大きく受けたH23年と新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受けたR2～3年のデータを特異年として除外）の年間入域観光客数の平均値を算出し、平均値と基準年であるR1年の入域観光客数との比較から、年間入域観光客数の変動量を前年度比で1割以上増加させないこととした。また、総数の基準値を過去10年間の年間入域観光客数の平均値である年間33万人として設定する。

○H23年・R2～3年を除く過去10年間の年間入域観光客数の平均値は328,061人

≒ 33万人 (A)

○基準年であるR1年の入域観光客数は290,313人 (B)

○上記の(A)と(B)の変化の割合は、 $((A) - (B)) / (B) = \text{約} 0.1$ (1割)

1年毎の入域観光客数の変動量の基準値 = 1割

総数の基準値 = 年間33万人 (過去10年間の年間入域観光客数の平均値)

【管理方法】

管理基準として設定した年間入域観光客数の変動量及び総数については、想定される影響との因果関係は観光形態等によって異なるため把握するのが難しいことから、あくまでも管理の目安として取り扱い、規制的手法ではなく観光事業者と連携した取組や来訪者の行動変容を促す情的手法や誘導的手法により管理を行う。

周遊型観光については、毎年、年間入込客数が確定した段階で、管理基準として定めた変動量を踏まえて次年の受入可能な入込客数の総数を算定し、主に観光旅行の企画や輸送を担う観光事業者等に周知して必要な対応を要請する。

自然体験型観光については、西表島の自然環境の貴重さや島の特性を踏まえて、訪問に伴い自然環境や地域社会に対して影響を及ぼす可能性があることなどについて積極的な情報提供やナッジのきいた働きかけを行うことにより、エシカルで計画的な訪問を促す。

なお、基準値を超える大幅な増加が確認・予測された段階で、西表島部会において改めて想定される影響の程度を確認、再評価し、必要な対策が講じられるよう調整や要請を行う。また、年間入域観光客数が 33 万人を超えた場合には管理方法を再検討する。

①-2 1日当たりの入域観光客数

【影響評価】

特定の時期への利用集中に関しては、影響のリスクは中程度と評価される。定期船の混雑や島内インフラへの影響が懸念されることから、収容能力との関係から基準値を設定して入込客数を出来る限り基準値以下に抑えるよう調整する必要がある。

【管理基準】

西表島においては、現状においても夏季やゴールデンウィークなどのハイシーズンには、地区によって上水道が供給能力の限界に達する状態が発生しており、一時的ではあるが観光による住民生活への影響が出ていることを踏まえて、ピーク時における住民生活への影響を回避するため、上水道の供給容量を指標として1日あたりの入込客数の管理基準を以下の通り定める。

<1日あたりの入域観光客数>

上水道供給量を指標として、1日あたりの入域観光客数の受入容量を1,200人以下とする。

ただし、滞在型観光の推進を図る場合、宿泊率の向上に伴い必要な上水道供給量も増加すると考えられることから、宿泊率の変動にあわせて1日あたりの受入容量の指標を見直していく必要がある^{注5)}。

なお、西表島全体の観光の収容能力に関しては、輸送能力、廃棄物や排水処理能力、上水供給能力等の観点から検討した結果、最も厳しい基準として上水供給能力から算定した1日当たりの入域観光客数を採用した。

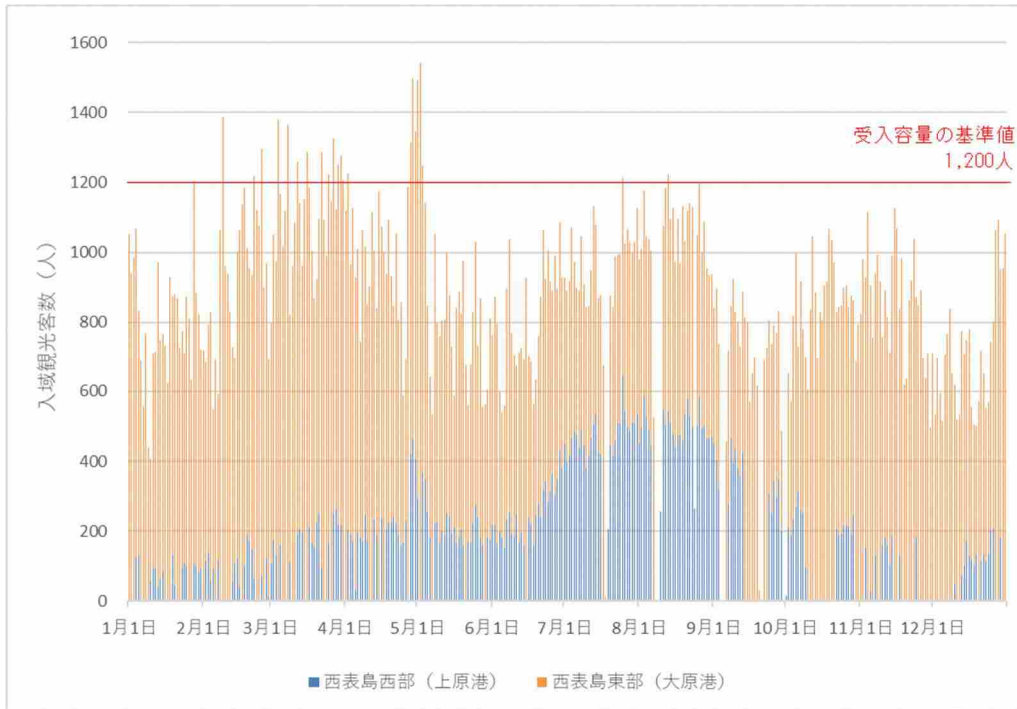


図 2019年の日別入域観光客数の推移と受入容量の基準値

- 西表島を含む5島の水道供給の計画人口：5,630人（竹富町水道事業概要）(A)
- A×関係5島に対する西表島1島の使用水量の比率 約55% (380,437 m³/693,337 m³ 平成30年度) 注1) = 約3,097人 (B)
- Bから西表島の人口2,476人（平成30年12月）を除いた余力の水道供給の計画人口：621人 (C)
- C×平成30年度入域者数で島民以外の入島者数に占める観光客の割合約79%注2) = 観光客が利用できる水道供給量の計画人口の限界値：約491人 (D)
- Dは住民の1人当たり使用水量を想定した人数なので、これを観光客の使用水量の比率（住民の使用水量の約30%注3)）で割り戻すと、受入可能な島内滞留客数は491 ÷ 0.30 = 1,636人 (E)
- E×島内滞留客数に対する当日の入域観光客数の比率約74%注4) = 1日に受入可能な入域観光客数：1,203 ≒ 1,200人

入域観光客数の1日あたりの受入容量の基準値=1,200人

注1) 平成30年度の水道使用量（メーター読み取り値）は、西表島：380,437 m³、小浜島：245,644 m³、黒島：55,732 m³、鳩間島：8,950 m³、新城島：2,574 m³であり、上記5島の合計で693,337 m³。このうち西表島の比率は約55%

注2) 2015年度に実施された竹富町入域観光統計のアンケート調査によれば、西表島（大原港・上原港）に向かう乗船客のうち住民を除く回答者は1,389人であり、そのうち観光客は1,093人であったことから、島民以外の入島者数に占める観光客の比率は1,093/1,389×100≒79%

注3) 宿泊客の1人当たり使用水量は住民の85%程度、日帰り客は住民の15%程度とされている（竹富町特定環境保全公共下水道変更事業計画書を参照）。そして、西表島において、西表島訪問者の西表島における宿泊率は約22%である（竹富町入域観光統計調査を参照）。これらを踏まえると、前日からの宿泊滞在者を考慮しなければ、住民の使用水量に対する西表島の観光客の使用水量

の比率は、 $(0.22 \times 0.85) + (0.78 \times 0.15) \div 0.30$ (30%)

注4) 西表島を訪問する観光客の平均宿泊数約0.36泊(竹富町入域観光統計調査のデータを参照)より、入域観光客数に対する宿泊滞在者の割合は約36%となる。その日の入域観光客数の36%に当たる人数が前日以前から滞在していると仮定すると、島内滞留客数に対する入域観光客数の比率は $1 \div (1 + 0.36) \div 0.74$ (74%)

注5) 宿泊率の変動にあわせた1日あたりの受入容量の指標を見直しに当たっての宿泊率と受入容量の関係は下図の通り。

◇宿泊率と受入容量の関係					
<p><検討方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度に策定された来訪者管理基本計画では、上水道の供給容量を指標として1日あたりの入域観光客数の受入容量を定めている。 その設定の考え方では、水道供給の計画人口や実際の上水道使用量をもとに、1日に受入可能な島内滞留客数を1,636人と算出したうえで、宿泊による複数日の継続滞在を考慮して、当日に受入可能な入域観光客数を1,200人と算出している。 今回、宿泊率等を増加させるケース設定を行った場合に、使用水量のキャパシティを踏まえて1日に当日受入可能な観光客数がどの程度となるか、また、その場合の消費額がいくらになるか、検討を行った。 <p><検討結果></p> <ul style="list-style-type: none"> 1日あたりの使用水量を増加させないという考え方の下で試算した結果、宿泊率等を高く設定したケースほど、1日あたりの(当日の)入域観光客数は少なくなるが、全体の消費額としては大きくなっていった。 					
<p>表 1日あたりの使用水量を増加させない場合の各ケースの観光客数及び観光消費額</p>					
		現状	ケース1	ケース2	ケース3
ケース設定	平均宿泊日数	0.36	0.40	0.50	0.60
	宿泊率(%)	23.0	25.0	30.0	35.0
	宿泊者の平均宿泊日数	1.57	1.60	1.67	1.71
使用水量を考慮した1日あたりのキャパシティの試算	1日あたり島内滞留客数	1,636	1,636	1,636	1,636
	島内滞留客数に対する入域観光客数の比率	0.74	0.71	0.67	0.63
	1日あたり当日の入域観光客数	1,203	1,169	1,091	1,023
	1日あたり宿泊客数	277	292	327	358
	1日あたり日帰り客数	926	876	763	665
1日あたりの消費額の試算	宿泊客消費額(円)	6,367,156	6,723,084	7,529,854	8,235,777
	日帰り客消費額(円)	1,605,217	1,518,851	1,323,088	1,151,795
	全体消費額(円)	7,972,372	8,241,934	8,852,941	9,387,573
<p>※データ出典：平成27年度竹富町入域観光統計調査のデータを活用して算出</p> <ul style="list-style-type: none"> 島内滞留客数に対する入域観光客数の比率は、平均宿泊日数を活用して、「$1 \div (1 + \text{平均宿泊日数})$」で求められる。この値と、1日あたり島内滞留客数を掛け合わせることで、1日あたりの使用水量を増加させないと考えられる当日の入域観光客数を求めることができる。 実際には宿泊率等は季節等によって異なると考えられるが、ここではその影響は無視して平均的な宿泊率等を用いて計算を行った。 「現状」のケースにおいては、宿泊率等の値についてR1年度の来訪者管理基本計画策定時から修正を行ったため、修正後の数値を活用している。 					

【管理方法】

管理基準として設定した1日あたりの入域観光客数については、定期船や島内インフラへの影響との関係が明らかである一方、生じる影響は取組により低減できる可能性もある。また、西表島への1日あたりの入域観光客数の管理については、西表島航路が島民の生活航路としての位置づけもあり、海上運送法の規定上、地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送を確保するうえで適切なものである必要があるため、定期船の便数や輸送客数を一定以下に抑えるよう規制することが困難である。

これを踏まえて、1日あたりの入域観光客数については、管理基準の値を超えないように効果的な観光客の誘導の仕組みを導入し、ピーク時の入域観光客数を抑えて観光客の来訪時期の分散と平準化を図るなどの情報的手法や誘導的手法により管理を行う。

周遊型観光については、西表島への送客を担う観光関連事業者（航空会社、船会社、バス会社、旅行代理店）との連絡調整会議を実施し、特にマストツアーの来訪客数の平準化、混雑緩和を図るための調整を行うことで、1日あたりの入域観光客数の特定時期への集中を現在のレベルより抑制する。

自然体験型観光については、エシカル観光カレンダー等による来訪者への個人レベルでの情報発信を強化し、来訪者を閑散期に誘導するなどして、1日あたりの入域観光客数の特定時期への集中を現在のレベルより抑制する。

<参考：海上運送法による定期航路事業の許可>

- ・一般旅客定期航路事業を行うにあたっては海上運送法による許可を得る必要がある。海上運送法に基づき、船舶運航計画に定める運送を実施することが求められるが、逆に運航便数や輸送人数を一定以下に抑えるような規定はされていない。

<海上運送法 抜粋>

(一般旅客定期航路事業の許可)

第三条 一般旅客定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令の定める手続により、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 航路の起点、寄港地及び終点、当該事業に使用する船舶、係留施設その他の輸送施設の概要その他国土交通省令で定める事項に関する事業計画

3 第一項の許可の申請をする者は、指定区間を含む航路において当該事業を営もうとする場合にあつては、前項各号に掲げる事項のほか、申請書に当該指定区間に係る船舶運航計画（運航日程及び運航時刻その他国土交通省令で定める事項に関する計画をいう。以下同じ。）を併せて記載しなければならない。

4 第二項の申請書には、資金計画その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(許可基準)

第四条 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 当該事業に使用する船舶、係留施設その他の輸送施設が当該航路における輸送需要の性質及び当該航路の自然的性質に適応したものであること。

二 当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。

三 前号に掲げるもののほか、当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

四 当該事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

五 当該事業の開始によつて船舶交通の安全に支障を生ずるおそれのないものであること。

六 指定区間を含む航路に係るものにあつては、当該指定区間に係る船舶運航計画が、当該指定区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送を確保するために適切なものであること。

(船舶運航計画に定める運航の確保)

第十四条 一般旅客定期航路事業者は、天災その他やむを得ない事由のある場合のほか、船舶運航計画に定める運航を怠つてはならない。

2 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者が前項の規定に違反すると認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、船舶運航計画に従い運航すべきことを命ずることができる。

(事業の停止及び許可の取消し)

第十六条 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこれに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）又は船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないとき。

四 第五条各号のいずれかに該当することとなつたとき。

<参考：エシカル観光カレンダーの作成>

- 過去の西表島への日別入域観光客数のデータを参照して、利用集中による西表島への負荷低減に寄与できるエシカルな観光の時期を示すカレンダーを周遊型観光、自然体験型観光それぞれ作成し、Web サイトを通じて公表することで観光客に広く周知するとともに、観光関連事業者への情報共有により、ピーク時期を避けた利用の平準化を図る。

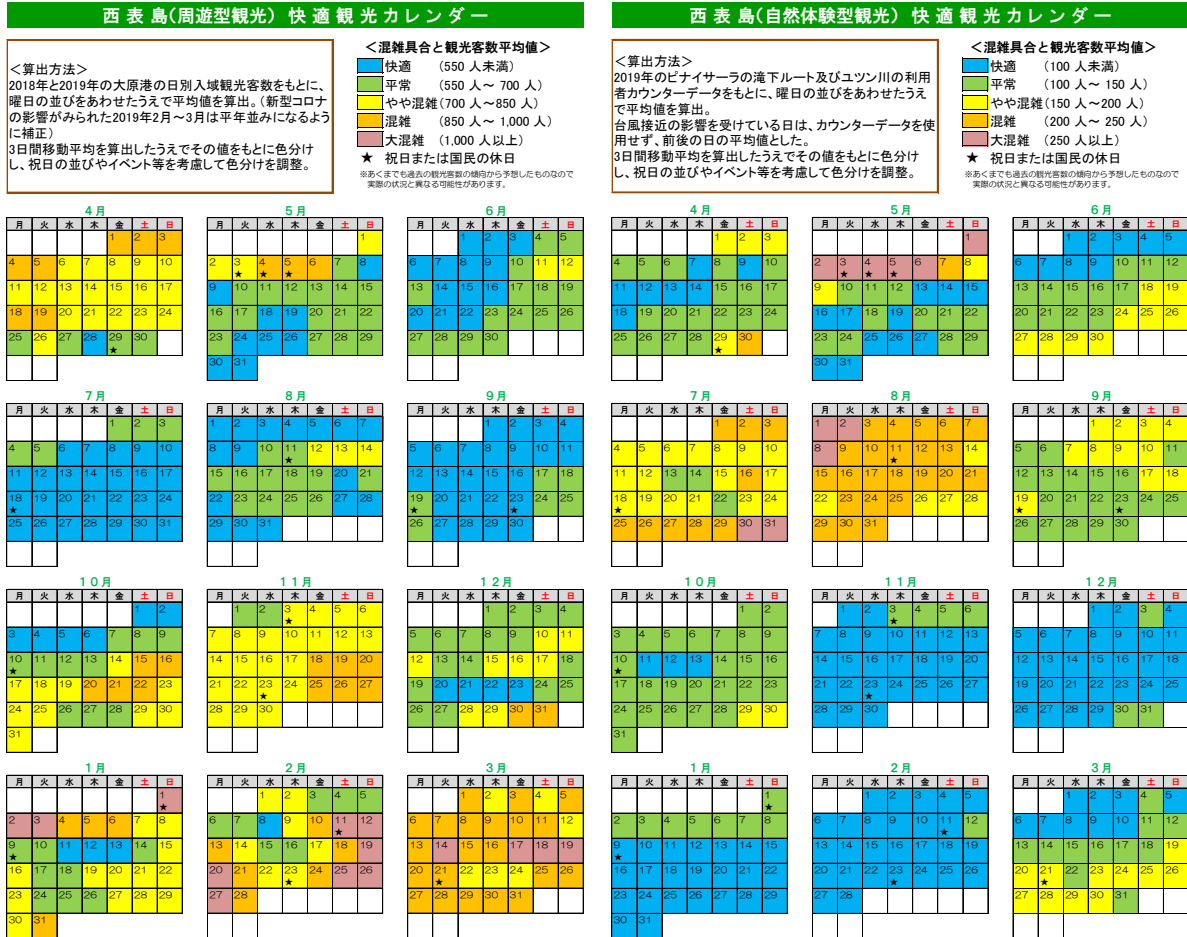


図 エシカル観光カレンダー（表示例）

② 来訪者・ガイド事業者の行動制限

②-1 島内での車両走行速度

【影響評価】

個人型旅行形態の増加とイリオモテヤマネコ等のロードキル発生との直接的な因果関係は明らかになっていないが、車道における交通量の増加や速度超過はロードキルの要因になりうると考えられ、当該種のロードキルの深刻さから判断して影響のリスクは大きいと評価される。そのため、交通規則の遵守徹底のため連携体制や普及啓発の強化を図りつつ、今後は入域観光客とヤマネコ等の交通事故の関係についても分析を行い、より効果的な対策を検討する必要がある。

【管理基準】

交通規則としては、道路交通法により島内での車両速度規制を 40km/h 以下（集落内では 30km/h 以下）に制限している。

【管理方法】

道路交通法による直接的な規制に基づき、警察に巡視や取締りの強化を要請する等、交通規則の遵守を促す取組などを通じて管理を行う。

この他、管理機関や島内の NPO が中心となったパトロール・監視や、速度低下を呼び掛ける普及啓発活動を継続的に実施することによりルール遵守を根付かせていくとともに、これらの機関と警察が情報共有など連携を取ることでより効果的に管理を行っていく。

②-2 その他の利用ルールの設定

【影響評価】

来訪者・ガイド事業者の無責任な行動やアクティビティの特性による影響については、影響のリスクは中程度と評価される。影響を未然に防止するため、環境への負荷低減と来訪者の安全確保、住民生活への配慮のための利用のルールを設定し、普及啓発やルールが遵守される仕組みづくりを行っていく必要がある。

【管理基準】

来訪者の行動を管理するための基準となる一般利用者向けの利用ルールを設定し、西表島エコツーリズム推進全体構想の利用ルールとして位置づけた。

環境への負荷低減と来訪者の安全確保のための自然体験活動の利用のルールについては、西表島エコツーリズム推進全体構想に位置付けたガイド事業者向けの共通ルールと個別ルールが、遺産地域外においても適応される。

【管理方法】

西表島エコツアーリズム推進全体構想の中に一般利用者向けの利用ルール及び事業者向けの利用ルールを規定し、その遵守について普及啓発等の情報的手法により働きかけを行う。また、ガイド事業者が案内するツアー等に関しては、規制的な手法も活用してより効果的な管理を行う。

周遊型観光については、観光事業者と連携して西表島訪問の計画時や西表島内及び周辺での移動時に、竹富町観光案内人条例に定められた観光旅行者の責務や利用ルール等の情報を提供し、来訪者がそれらを認識して環境負荷や地域社会への影響の少ない適切な行動をとれるようにする。

自然体験型観光については、ウェブサイト等での一元的な情報発信や島内外の交通拠点におけるチラシ配布などの普及啓発活動を通してそれらの利用ルール等の認識強化を図る。

加えて、ガイド事業者に対しては、西表島エコツアーリズム推進全体構想と連動して運用される竹富町観光案内人条例により、当該構想で定めた利用ルールの遵守が義務付けられており、ルールの遵守を怠り竹富町による指導にも従わず改善がなされない場合には、行政処分として観光案内人の免許の取消しや事業者名の公表等が行われることとなっている（同条例第22条及び23条）。また、同条例により、ガイド事業者には自らが案内する来訪者の行動管理義務が課せられている。この条例の規定によりガイド事業者のルール遵守を担保するとともに、間接的にはあるが、ガイド事業者を利用する来訪者のルール遵守を担保する。

（※具体的な利用ルールに関しては、全体構想 p38～52 参照）

③ 観光による多面的価値の創出

【影響評価】

本項目は影響評価とは直接関係しないが、遺産地域外での観光に関しては、観光客の行動や価値観の多様化が西表島の環境・社会・経済等にプラスの効用をもたらす可能性もあることから、観光による多面的価値の創出についても、観光管理の目標、方針、取組の検討にはしっかりと組み込み、観光管理の効果検証の段階において改めて評価する必要があると判断した。

【管理基準】

影響評価と直接関係しないことから、管理基準は設けず、各主体の責務に応じた行動の促進目標を設定した。

<各主体の責務に応じた行動の促進目標>

- i 行政：観光影響の低減に資するインフラ整備の強化
- ii 観光事業者：負荷低減・社会貢献に資する観光商品・サービス提供
- iii 来訪者：観光活動に要する社会的費用の負担
- iv 島民：生活・産業に伴う環境負荷の抑制

【管理方法】

各主体がそれぞれの責務に応じた行動を起こすための仕組みとして、利用者負担制度及びグッドプラクティス選定・支援制度等を導入する。また、普及啓発拠点施設の整備や観光管理を担う地域管理組織の設立・運営により管理体制の強化を行う。

利用者負担制度については、「竹富町訪問税（仮称）」の制定により、観光客から税として西表島の入域に対して公平に費用を徴収し、低料金ツアーを抑制しつつ、徴収した費用をモニタリングや影響低減のためのインフラ整備の財源として活用していく。

グッドプラクティス選定・支援制度については、「エコ認証制度（仮称）」の導入により、観光負荷の少ないエシカルなツアーや環境保全活動等を実施している観光事業者や島民を認証・表彰・広報して活動にインセンティブを与え、西表島における観光による負荷を全体として低減していく。

普及啓発拠点施設の整備については、野生生物保護センターの改修を行うとともに、世界遺産センター、フィールドセンターを整備し、相互に連携を図りながら、展示解説機能や利用者へのルール等の普及啓発機能、管理活動の拠点機能を拡充する。

地域管理組織の設立・運営については、2021年11月に観光管理を含む西表島の課題解決に取り組む専任組織として「一般財団法人西表財団」が設立されており、その体制強化や各主体との連携強化を図っていく。

こうした取組により、行政によるインフラ整備や管理体制の強化、観光事業者による環境負荷の少ないサービスの提供、観光客の税による社会的費用の負担、島民による生活・産業に伴う環境負荷の低減といった各主体の責務に応じた行動を促進し、西表島の責任ある観光と観光による地域貢献を推進するとともに、西表島の環境・社会・経済といった多面的価値の向上につなげていく。

3. 持続可能な観光の実現に向けた主な取組

先に設定した観光管理の枠組みにしたがって、具体的に実施する取組や事業を抽出・整理し、実施主体や実施内容、実施年度について、実施主体への確認・調整を行った結果を一覧表に整理した。

また、特定の管理項目に限定しない取組として、観光利用によって生じる影響を低減するための対策の取組や、観光管理全般に関する普及啓発活動の強化の取組についても、併せて抽出・整理した。

観光管理計画に基づく主な取組・事業（遺産地域）

管理区域	管理項目	取組・事業名	実施主体	取組・事業の概要	実施年度								
					～2021	2022	2023～						
遺産地域	自然体験フィールドとしての利用箇所の制限	西表島エコツアーリズム推進全体構想の運用	竹富町西表島エコツアーリズム推進協議会	<p>自然体験型の利用フィールドについて、自然環境への影響の少ない秩序ある利用を実現するため、下記のような適正利用のためのルールやコントロール手法を記載した「<u>西表島エコツアーリズム推進全体構想</u>」（以下、<u>全体構想</u>という。）を策定し、2022年12月に国の認定を受けて、<u>エコツアーリズム推進法に基づく強制力のある適正利用の仕組みを構築した</u>。また、竹富町西表島エコツアーリズム推進協議会のウェブサイト等で利用ルール等の周知を図り、全体構想を適正に運用する。</p> <p>① 利用ゾーニングによる利用箇所の限定 西表島を「自然体験ゾーン」「一般利用ゾーン」「保護ゾーン」に区分し、それぞれの利用方針等を定めた。「保護ゾーン」については原則として観光利用を行わないこととした。</p> <p>② 自然観光資源の指定による利用箇所・人数抑制と行動管理 西表島の中で自然体験型利用に供するフィールドを「自然観光資源」として指定し、一般利用者やガイド事業者に向けた利用ルールとして、利用可能な区域の制限、1事業者/1ガイドが案内できる人数、自然環境保全や安全管理等のための禁止事項・行為制限等を規定した。また、利用ルールの遵守義務を竹富町観光案内人条例に規定し、ルールの実効性を担保した。</p> <p>③ 特定自然観光資源の指定による立入事前申請と人数制限 特に利用による影響が懸念され、保護のための措置を講ずる必要がある5フィールド（「ヒナイ川」「西田川」「古見岳」「浦内川流域」「テドウ山」）については、「特定自然観光資源」に指定し、エコツアーリズム推進法に基づき、1日当たりの立入人数の上限を設定し、立入事前申請の手続きと登録引率者同行の義務付けにより、入域制限と利用ルール遵守を徹底した。</p> <p>④ 利用影響のモニタリング・評価 全体構想の効果や妥当性を確認して改善を図るため、利用状況、自然環境の状態、利用の質、地域との関係についてモニタリングを実施する。 ○モニタリング方法：定期的に科学的かつ客観的な影響の把握・評価を行う詳細モニタリングに加え、ガイド事業者の協力による1年に1回程度の簡易的なモニタリングを実施する。 ○実施体制：行政機関と地元関係機関、ガイド事業者等が役割分担を定めて、地元の研究者・専門家の協力を得ながらモニタリング調査を実施する。 ○評価方法及び評価結果の反映：推進協議会の中に専門家や研究者及び行政機関等で構成される『モニタリング評価委員会』を設置し、毎年、当該委員会がモニタリング結果を適切に評価し、推進協議会に対して評価結果の報告を行う。推進協議会では当該委員会からの評価報告を踏まえて、自然観光資源を保全するための具体的な保全措置の実施について検討・調整を行う。</p>	検討	2022.12 全体構想認定	実施	実施	準備 実施				
	自然体験型利用の入込客数の制限												
	来訪者・ガイド事業者の行動制限				竹富町観光案内人条例の運用	竹富町	<p><u>竹富町観光案内人条例（及び同条例施行規則）を2020年4月より施行し、西表島の陸域（河川域・海岸域を含む）で自然資源を利活用して観光ガイド事業を行う者には、竹富町長の免許を受けることを義務付けた</u>。これにより、地域に根差した質の高いガイドの確保・育成を行う仕組みを構築した。</p> <p><竹富町観光案内人条例の規定（抜粋）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・【免許申請に必要な要件】西表島での事業実績、救急救命講習の受講証明、西表島内の公民館の所属証明（又は地域振興等の実績の疎明）、規則に定められた講習・研修等の受講 等 ・【観光案内人の遵守事項・義務等】利用者への利用に関する注意事項の説明、免許の携帯と提示、自然環境の破壊等の報告 等 ・【指導、勧告等】違反した者への指導・勧告、命令と公表措置 ・【行政処分】観光案内人が本条例もしくは関係法令に違反した場合などに、一定期間の業務停止を命じることや免許の取り消しが可能 <p>※2022年現在、罰則規定の追加を含む条例改正に向けて、検察庁との調整を継続中</p>		2020.04 条例・施行規則施行	実施		検討	条例改定
	（特定の管理項目に限定しない）			影響低減対策や普及啓発活動の強化		環境省林野庁沖縄県竹富町関係団体	<p>遺産地域の観光利用によって生じる自然環境への負荷を低減するために必要なフィールドの整備や普及啓発として以下の事業・取組を実施する。</p> <p>① 歩道・デッキ・トイレ・係留施設・駐車場等の整備と維持管理</p> <p>② エリア指定・行為制限等を示す解説版・標識・ゲート等の設置</p> <p>③ 携帯トイレブース設置と維持管理・利用普及に向けた取組</p> <p>④ 希少種の採取・外来種の侵入防止のための普及啓発</p> <p>⑤ 港や拠点施設、Webサイト等における利用ルール等の普及啓発</p>			検討			

観光管理計画に基づく主な取組・事業（遺産地域外）

管理区域	管理項目	取組・事業名	実施主体	取組・事業の概要	実施年度				
					～2021	2022	2023～		
遺産地域外	西表島への入込客数の抑制	協定に基づく官民連携体制の構築	環境省 沖縄県 竹富町 民間事業者	<p>環境省沖縄奄美自然環境事務所、沖縄県、竹富町、船舶会社3社が2020年3月に「西表島の持続可能な観光管理に関する協定書」を締結し、官民連携の下で持続可能な観光管理の実現に向けた下記の取組を実施する体制を構築した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 西表島の観光客受入容量の基準値達成のための取組 西表島の観光客の来訪時期の分散・平準化のための誘導に関する取組 西表島の生活航路の確保・混雑解消に関する取組 西表島における観光客のルール・マナーの普及啓発に関する取組 西表島の入域観光客数の情報共有及びモニタリングに関する取組 その他本協定の目的に沿うこと 	2020.03 協定締結				
		「エシカル観光カレンダー」の作成・公表	沖縄県 竹富町 環境省 竹富町 西表島 エコツアー リズム推進 協議会 民間事業者	<p>ピーク時の入域観光客数を抑えて観光客の来訪時期の分散と平準化を図るため、「エシカル観光カレンダー（仮称）」を作成・公表し、来訪者に混雑時期の情報を周知して、利用集中を避ける行動を促し、自主的抑制を誘導する。</p> <p>① エシカル観光カレンダーの作成・公表方法の検討 沖縄県がエシカル観光カレンダーの作成・公表方法について検討し、関係者との調整・合意を図る。</p> <p>② 日別輸送客数データの集計・報告 定期航路を運航する船会社が、日別輸送客数等のデータを集計し、毎月、竹富町に報告する。</p> <p>③ 日別入域観光客数データの集計・提供 竹富町が、島民及び役場職員の定期航路利用者数の日別データを集計し、①データから差し引くことにより、日別入域観光客数データを集計し、毎月、竹富町西表島エコツアーリズム推進協議会に提供する。</p> <p>④ 自然体験フィールド毎の日別立入人数の集計・提供 環境省が、自然体験フィールド毎に設置したカウンターデータを回収し、フィールド毎の日別立入人数を集計し、毎月、竹富町西表島エコツアーリズム推進協議会に提供する。</p> <p>⑤ エシカル観光カレンダーの作成・公表 竹富町西表島エコツアーリズム推進協議会が、竹富町及び環境省から提供された直近の日別入域観光客数、フィールド毎の日別立入人数のデータを用いて、西表島における周遊型観光と自然体験型観光の混雑状況を予測した「エシカル観光カレンダー」を毎月作成・更新し、協議会及び船会社のWebサイトを通じて公表し、観光客に周知する。</p>	検討	実施	実施	実施	暫定版 実施
		入域観光客数の分散・平準化のための事業者調整	沖縄県 民間事業者	1日あたりの入域観光客数を基準値内に抑制するため、西表島への送客を担う船会社、旅行代理店、航空会社等の事業者が連携し、エシカル観光カレンダーの情報と各事業者による事前予約情報に基づき、利用集中が想定される期間における、マスツアー客の送客に対する具体的な対応策を検討・調整する定例会議を実施する。	検討	実施			
	来訪者・ガイド事業者の行動制限	西表島エコツアーリズム推進全体構想の運用	竹富町 西表島 エコツアー リズム推進 協議会	(再掲) 事業・取組の内容は遺産地域内の同項目に記載した通り	検討	全体構想認定	実施		
		竹富町観光案内人条例の運用	竹富町	(再掲) 事業・取組の内容は遺産地域内の同項目に記載した通り	2020.04 条例・施行規則施行	実施			
		車両速度低減への注意喚起	八重山警察署	<p>道路交通法により島内での車両速度規制を40Km以下に制限し、警察による取締を実施するとともに、違反者には罰則規定を適応する。</p> <p>車両速度規制の遵守徹底を推進するため、島内で観光管理やモニタリングを行う各機関と八重山警察署の連携を強化し、情報共有等を行う。</p>	実施		実施		
			環境省 沖縄県 竹富町 NPO 民間事業者	<p>管理機関やNPO・企業が連携し、以下の事業を継続的に実施することにより観光客等に車両速度の低減を呼び掛ける。</p> <p>① パトロール・監視活動の実施 ② 注意喚起看板・ポスター等の設置 ③ 路面標示・減速帯・速度警告装置等の設置 ④ 配布物・SNS等によるルール周知・注意喚起 ⑤ レンタカー貸出時のルール・注意事項の説明</p>	実施				
			レンタカーの走行実態把握	沖縄県	西表島内のレンタカー会社所有の車両に発信装置を設置し、島内道路に設置した受信機を用いて、レンタカーの走行台数・走行区間・走行速度等を測定し、速度超過の発生区間、発生時期・時間等を把握し、効果的な対策事業の実施方法に反映させる。	検討	実施		

管理区域	管理項目	取組・事業名	実施主体	取組・事業の概要	実施年度			
					～2021	2022	2023～	
遺産地域外	観光による多面的価値の創出	利用者負担【竹富町訪問税条例(仮称)】の制定・運用	竹富町 環境省 沖縄県	訪問者による自然環境への影響低減に資するインフラ整備や環境保全対策事業等の実施に必要な費用を、訪問者から徴収した税金によって賄う仕組みとして、「竹富町訪問税条例(仮称)」を制定し、適切に運用する。	検討			
		グッドプラクティス【エコ認証制度(仮称)】の活用	沖縄県、 関係団体	自然環境への負荷低減や地域貢献の取組を評価し、一定の基準を満たす事業者(ガイド事業者、旅行代理店、宿泊事業者等)又はツアープログラムを認証・表彰・広報し、活動にインセンティブを与える制度を構築する。	検討			
		観光管理を担う地域管理組織【西表財団】の設立・運営	関係団体	西表島の自然環境の保全と島の文化・営みを守るために、地域住民が中心となって西表島の課題解決に取組む専任組織として「一般財団法人西表財団」を設立し、観光管理に関わる以下の事業運営を担う。 ・観光案内人条例に基づくガイドの免許制度の運用・人材養成等の事業の実施 ・エコツーリズム推進全体構想に基づく立入規制の運用・ルール徹底のための管理事業の実施 ・エコツーリズム推進全体構想に基づく推進協議会の恒常的な事務局運営の実施 ・利用者負担制度の資金運用による保全事業の実施 ・利用影響及び保全事業成果等のモニタリングの実施	2021.11 一般財団法人 西表財団設立	検討	随時実施	
		普及啓発拠点施設の整備	野生生物保護センター	環境省 沖縄県	環境省が西表野生生物保護センターの大規模改修により展示内容を刷新するとともに、沖縄県が案内・解説を担う人的体制を強化することにより、イリオモテヤマネコなどの野生動物の保護と適正な観光利用に関する普及啓発を強化する。	2022.7 リニューアルオープン	検討	実施
			世界遺産センター	竹富町	西表島の世界自然遺産に関する展示解説、教育学習、情報発信、保全管理等の機能を持つ世界遺産センターを西表島への玄関口である東部地域に整備する。	検討	実施	
			フィールドセンター	環境省	利用者へのルール周知やフィールド管理活動の拠点、遺産価値の普及啓発等の機能を持ったフィールドセンターを西表島の西部地区に整備する。	検討	実施	
		(特定の管理項目に限定しない)	影響低減対策の強化	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 民間事業者 関係団体	観光客の滞在・活動及び住民の生活・産業によって生じる自然環境への負荷の低減、住民生活への影響を緩和するために必要な施設の整備、機能拡充及び維持管理の強化に向けた以下の事業・取組を実施する。 ① 港や利用拠点におけるトイレの整備と浄化機能の維持・強化 ② 周辺管理地域における観光受入施設の整備と利用誘導 ③ 環境負荷・ロードキルの少ない島内移動手段の確保 ④ 定期船や港の駐車場の混雑緩和のための取組 ⑤ ごみ・汚泥・汚水処理施設の機能強化 ⑥ ペットボトル削減等のごみの減量化 ⑦ 海岸漂着ゴミの撤去・美化活動の推進 ⑧ 遭難・事故防止対策(注意喚起看板の設置、救助・連絡体制の構築等)	検討	随時実施	
			ルール、マナーの普及啓発	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 民間事業者	自然環境への負荷低減や地域社会・住民生活への適切な配慮のために観光客が守るべきルールやマナーを周知し、責任ある行動を促すため、以下の取組を継続的に実施する。 ① 港・拠点施設・宿泊施設・飲食店等におけるパンフレット等の配布 ② 航空機・定期船内等での普及啓発映像の上映 ③ Webサイト・SNS等でのルール、マナーの掲載	検討	実施	
			観光に関する各種情報の収集及び発信の一元化	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 関係団体 民間事業者	西表島の観光に関する各種情報(観光管理の状況、観光資源の現状、利用の実態・動向等)を多方面から収集し、活用しやすい形態に整理・統合し、幅広い対象に向けて発信していくため、関係者間の連携体制を強化するとともに、情報を一元的に管理・発信するプラットフォームを構築する。	検討	実施	

また、本計画に基づいた観光管理の取組を実施することで、想定される観光影響に対してそれぞれ適切な管理ツールが設定されているかについては、以下に示すチェック表を用いて確認した。

表 西表島における観光影響と管理ツールの対応チェック表

管理区域	観光形態	影響要因	想定される影響（脅威）	影響の評価		管理ツール											
				リスク評価	動向評価	自然公園法	保護林制度	エコツーリズム推進法	竹富町観光案内人条例	道路交通法	保全対策・インフラ整備	利用者負担（訪問税条例）	グッドプラクティス（エコ認証制度）	官民協定・調整会議・管理組織	普及啓発（拠点整備含）	情報発信（観光カレンダー含）	
遺産地域内での影響	自然体験型	遺産地域内での利用箇所の増加	人間活動の影響を受けない原生的なエリアの縮小／人間活動による影響の拡散・累積・複合化／希少性の高い生物種の生息・生育阻害	高	↗		✓	✓	✓					✓	✓	✓	
	自然体験型	遺産地域内への入込客数の増加 特定の場所・時期への利用集中	人間活動に対して脆弱な場の損壊・環境の劣化／希少な生物種の生息・生育阻害／来訪者の安全性の低下／来訪者の体験の質・満足度の低下	高	↗			✓	✓					✓	✓	✓	
	自然体験型	来訪者・ガイド事業者の無責任な行動	希少な動植物の採取	採取対象となる希少種の個体数減少 絶滅リスクの増加	高	↗											
			ゴミの投棄	水質の悪化、生息・生育環境の悪化													
			野外での排泄行為	水質の悪化、生息・生育環境の悪化													
			侵略的外来種やペットの持ち込み	競合や捕食等による在来種の生息・生育状況悪化 ヤマネコ等野生動物への感染症罹患													
			野生動物への餌付け	野生動物の行動・生態変化													
			カヌー等の無秩序な放置	マングロープ林等への影響、景観阻害													
			来訪者の遭難・事故の増加 トレッキング	消防団や住民のボランティアによる搬送・捜索等の負担の増加 入込客の踏圧による歩道沿いの土壌の踏み固め・裸地化・浸食拡大・樹木損傷／歩道周辺の植生の変化／外来種の侵入・拡散／道迷いによる遭難													
	自然体験型	アクティビティによって生じる負荷	カヌー・カヤック等	マングロープ林内への侵入による幹・根の損傷 海岸・河川周辺の植生や野生生物の生息地のかく乱	高	↗											
沢滝遊び・キャニオニング			忌避や水質悪化による魚類等の生息・繁殖阻害／踏み荒らしによる河床のかく乱や付着藻類の損傷／底生生物やデトリタスのかく乱														
生物観察・釣り・採取等			釣り・採取対象となる生物の個体数減少 忌避・人慣れ等による野生動物の行動・生態変化														
周遊型			動力船による遊覧	動力船の曳き波による土壌侵食やマングロープ林への影響													
遺産地域外での影響	周遊型・自然体験型	観光のための開発行為	施設建設・地形改変・樹木の伐開等 生物の生息・生育地の消失、生息・生育環境の変化 外来種の侵入／景観阻害	低	→	✓											
	周遊型・自然体験型	西表島への入込客数の総量 特定の時期への利用集中	来訪者による定期船の利用 観光事業者等による駐車場の占有	定期船・港の混雑／来訪者の快適性・満足度の低下（トイレ混雑・雰囲気が悪い・慌ただしい等）／住民生活への支障（乗船できない・港に駐車できない等）	中	→								✓	✓	✓	
			来訪者による島内インフラへの負荷	上水の供給量の不足による給水制限の発生 下水処理・ごみ処理にかかる負荷や費用の増大	中	→					✓	✓					
	周遊型・自然体験型	個人型旅行形態の増加 来訪者・観光事業者の無責任な行動	車道における交通量の増加や速度超過	ヤマネコ等野生動物の交通事故リスクの増加 住民生活の安全性の低下	高	↗											
			希少な動植物の採取	採取対象となる希少種の個体数減少／絶滅リスクの増加													
			気軽な診療所の利用	診療所の負担の増加													
			集落内での住居のぞき見	住民のプライバシーの侵害													
			御嶽や祭りの場等の神聖な場所への侵入	地域の文化・慣習の侵害													
	周遊型・自然体験型	アクティビティによって生じる負荷	水着での集落内歩行	住民生活の風紀の悪化・不快感	中	↗											
			トレッキング・散策	狩猟場・農地への立入による狩猟・農業活動の阻害／罫や用具の損壊													
生物観察			海岸部での施設照明やライトの使用によるウミガメの産卵の阻害 ホテル観察における無秩序なライトの使用によるホテル類の生息環境悪化														
昆虫採集・釣り			採取対象となる生物の個体数減少														
遊泳・ダイビング・スノーケリング・釣り			漁場での遊泳や船の停泊による漁業活動の阻害 口焼け止めや洗剤等の化学物質の使用による水質の悪化・海棲生物の生育環境の悪化														
アンカリングによるサンゴの損壊			技術の低い遊泳によるサンゴの損壊														
洞窟探検・ケービング			洞窟内への立入り、ライトの使用によるコウモリ等の生息の阻害														

4. モニタリングの実施と計画の進捗管理

4. 1 モニタリング・評価の体制

本計画において掲げる観光管理の全体目標を達成するため、管理基準の達成状況、観光に伴う自然環境や地域社会への影響の程度、関連する取組や事業の実施状況等について、定期的にモニタリングと評価を行い、その結果に応じて、管理基準の変更や対策となる取組の強化等、順応的に対応していく。

モニタリング・評価のための指標としては、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産に関するモニタリング計画をはじめ、本計画の上位計画である「西表島行動計画」においても管理成果の評価のための指標が設定されているほか、本計画の関連計画である「西表島エコツーリズム推進全体構想」においてもモニタリング項目の設定がなされており、本計画において設定すべきモニタリング指標と重複する項目も多い。そのため、本計画においては、これらの指標等との整合性を測りながら、効率的にモニタリングと評価を行っていただける体制を構築する。

本計画と各計画との関係性を考慮して、本計画におけるモニタリング指標は、西表島エコツーリズム推進全体構想のモニタリング項目を包含するように設定した。また、本計画におけるモニタリング指標のいくつかは、遺産地域全体のモニタリング計画や西表島行動計画における評価指標を引用できるものとして内容の整合性を図った。

本計画のモニタリング・評価の体制は、本計画及び西表島行動計画の策定・管理主体である「西表島部会」と、西表島エコツーリズム推進全体構想の策定・管理主体である「竹富町西表島エコツーリズム推進協議会」の下に、共同で「西表島の観光管理に関するモニタリング評価委員会」（以下、「モニタリング評価委員会」という。）を設置し、両計画のモニタリング指標について定期的に確認・評価を行い、評価結果やとるべき対策案について西表島部会に対して報告・助言を行うこととした。

4. 2 計画の進捗管理の方法

本計画策定後は、「モニタリング・評価委員会」を開催してモニタリング指標についての確認・評価を定期的実施し、「西表島部会」へ評価結果の報告・助言を行う。「西表島部会」は、「モニタリング・評価委員会」の報告・助言を踏まえて、本計画に位置付けた主な取組内容について必要な修正・更新を行うこととする。

また、計画策定の5年後に計画の定期点検を行うこととし、「モニタリング・評価委員会」が計画内容の全般的な点検を行い、必要に応じて管理方法や管理基準等の見直しについても提言・要請を行う。「西表島部会」は「モニタリング・評価委員会」の提言・要請を踏まえて、本計画について必要な見直し、改定を行うこととする。

なお、その後は、5年毎に計画の点検、見直しを継続的に実施していくが、その間もモニタリング指標のデータに関しては、定期的に「西表島部会」において確認を行い、懸念される事項が確

認められた場合には、「モニタリング・評価委員会」に対し、評価・助言を求めることとする。

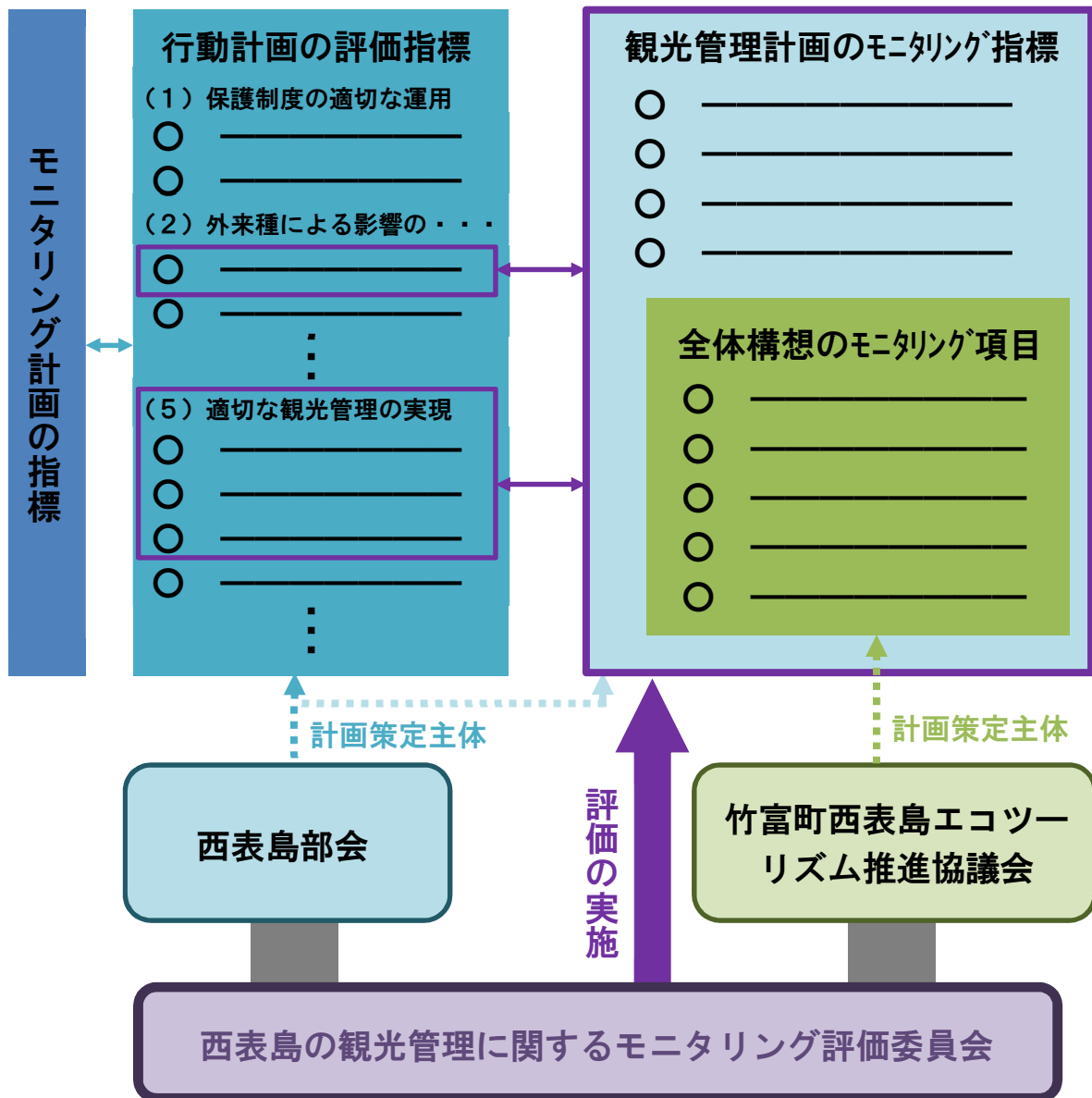


図 本計画及び関連計画におけるモニタリング評価の実施体制

4. 3 モニタリング指標

(1) モニタリング指標の設定

本計画におけるモニタリング指標としては、管理基準の達成状況を図るための「管理指標」、観光に伴う自然環境や地域社会への影響の程度を図るための「影響指標」（環境負荷指標）、関連する取組や観光による多面的価値の創出状況等について把握するための「関連指標」に分類した。

それぞれの指標の位置づけは以下の通り。また、モニタリング指標の実施主体、頻度、方法、関連計画との関連性について、次ページの表に示す。

■管理指標

- ・本計画の管理基準そのものと対応し、観光管理計画の実行状況や達成度について、定められた計測手法により定量的な数値として把握するもの。
- ・管理基準を超過した場合等には、本計画に基づき西表島部会として対応を検討する。

■影響指標

- ・観光により生じると想定される主要な負の影響について、どの程度の影響が生じているか確認するもの。
- ・モニタリング評価委員会にて重大な影響が生じていると判断された場合には、西表島部会として対応を検討する。

■関連指標

- ・観光による地域への波及効果や観光の質など、観光管理そのものではないが、観光管理のための取組の結果として生じる観光の変化について把握するもの。
- ・モニタリング指標に基づいて継続的な状況把握を行い、その結果を西表島部会等で関係機関に共有する。

表 観光管理計画のモニタリング項目

管理区分	種類	モニタリング指標	実施主体	頻度	モニタリング方法	モニタリング計画※	行動計画指標※	全体構想※
遺産地域	管理指標	遺産地域内の利用箇所数	西表島エコツーリズム推進協議会	毎年	西表島エコツーリズム推進協議会が、全体構想に記載された自然観光資源およびそれと同等程度以上の利用がある遺産地域内のフィールド数を把握する。	—	—	—
	管理指標	特定自然観光資源への入込客数	西表島エコツーリズム推進協議会	毎年	西表島エコツーリズム推進協議会が、管理する立入事前承認システムにより入込客数を把握する。当該システムが導入されるまでは、その他の自然観光資源と同様の方法で入込客数を把握する。	4-(1)-17⑥	—	○
	管理指標	その他の自然観光資源への入込客数	環境省 竹富町	毎年	環境省の設置する利用者カウンターまたは、竹富町観光案内人条例に基づく観光案内人からの報告により入込客数を把握する。	4-(1)-17⑥	—	○
	管理指標	ガイド事業者や利用者のルール遵守状況	西表島エコツーリズム推進協議会	毎年	西表島エコツーリズム推進協議会が、竹富町観光案内人条例またはエコツーリズム推進法に基づくガイド事業者や利用者への罰則適用の件数を把握する。	—	短期⑨	○
	影響指標	外来種の侵入状況	環境省	毎年	環境省が、外来種の侵入状況等について、行政機関や研究機関の調査、ガイド事業者が利用の際に確認した情報などを集約し、把握する。	3-(1)-16①	短期②	○
	影響指標	ルート沿いの植生の状況	環境省	毎年	環境省が、主要な利用ルート沿いで定点写真撮影および歩道幅の測定を行い、ルート周辺の自然環境の変化について把握する。	4-(2)-18②	短期⑪	○
	影響指標	ルート沿いの植生の状況（詳細）	環境省・琉球大学西表研究施設	5年に1回	環境省及び琉球大学西表研究施設が協働で、主要な利用ルート沿いの定点調査区で植物調査を行い、植生への踏圧の状況や道の広がり、利用箇所周辺における植生の変化等について把握する。	4-(2)-18②	短期⑪	○
	影響指標	主要な滝つぼ等における水質	環境省	毎年	環境省が、利用されている主要な滝つぼ等において、水質（BOD、SS、糞便性大腸菌群数）の調査を実施する。	—	—	○
	影響指標	主要な滝つぼ等における魚類の生息状況	環境省	1～3年に1回	環境省が、利用されている主要な滝つぼ等において、スキンドIVINGにより、目視で魚類の種や個体数の調査を実施する。	—	—	○
	影響指標	主要な河川における魚類の生息状況	環境省・琉球大学西表研究施設	5年に1回	環境省及び琉球大学西表研究施設が協働で、利用されている主要な河川において水のサンプルを採取し、その中に含まれる環境DNAを分析して生息している生物種・分類群を明らかにする。	—	—	○
影響指標	遭難・事故発生件数	沖縄県	毎年	沖縄県が、竹富町内の山岳救助（・水難救助）に関する救助件数を把握する。	—	—	—	
遺産地域外	管理指標	西表島の年間入域観光客数	竹富町	毎年	竹富町が、船会社から報告を受けた日別輸送客数等のデータと、島民及び役場職員の定期航路利用者数の日別データをもとに、年間を通して西表島に入域した観光客数を集計・把握する。	4-(1)-17①	短期⑧	○
	管理指標	西表島の1日当たり入域観光客数	竹富町	毎年	竹富町が、船会社から報告を受けた日別輸送客数等のデータと、島民及び役場職員の定期航路利用者数の日別データをもとに、1日に西表島に入域した観光客数を集計・把握する。	—	短期⑧	○
	管理指標	島内の車両走行速度	沖縄県	毎年	沖縄県が、西表島内の県道沿いに設置したBluetoothセンサーのデータを集計し、車両全体及びレンタカーの交通量、車両速度を把握する。	—	—	—
	管理指標	【再掲】ガイド事業者や利用者のルール遵守状況	西表島エコツーリズム推進協議会	毎年	【再掲】西表島エコツーリズム推進協議会が、竹富町観光案内人条例またはエコツーリズム推進法に基づくガイド事業者や利用者への罰則適用の件数を把握する。	—	短期⑨	○
	影響指標	イリオモテヤマネコの交通事故の発生状況	環境省	毎年	環境省が、巡視やパトロール、市町村・地域住民からの通報等によって発見された死体・傷病個体について、剖検を実施し、交通事故の被害のトレンドを把握する。	2-(1)-11	短期④	—
	影響指標	【再掲】外来種の侵入状況	環境省	毎年	【再掲】環境省が、外来種の侵入状況等について、行政機関や研究機関の調査、ガイド事業者が利用の際に確認した情報などを集約し、把握する。	3-(1)-16②	短期③	○
	影響指標	観光客による医療機関の受診数・割合	沖縄県	毎年	沖縄県が、西表島内の診療所の受診者データを集計し、島外在住の受診者（≒観光客と考えられる）の数や割合を把握する。	—	—	—
	影響指標	廃棄物排出量	竹富町	毎年	竹富町が、西表島における品目別の廃棄物排出量データを把握する。	—	—	—
	影響指標	主要な港湾における水質	沖縄県	毎年	沖縄県が、西表島の主要な港湾の水質調査（COD、BOD、SS、大腸菌数等）を実施する。	—	—	—
	関連指標	利用者意識（満足度、遺産価値理解等）	沖縄県	3～5年に1回	利用者の満足度や再訪意識、遺産価値についての理解度などを、利用者を対象としたアンケート調査等により把握する。	—	中期D	○
	関連指標	地域住民の意識（船の混雑度等）	沖縄県	5年に1回	沖縄県が、地域住民に対して実施するアンケート調査の結果に基づき、観光に関連する項目に対して期待あるいは懸念・心配する住民の割合を把握する。	—	—	—
関連指標	西表島の観光産業従事者（宿泊・運輸・飲食・物販・がし）の島内居住人口・居住率	竹富町	5年に1回	竹富町が、国勢調査のデータに基づき、西表島内の観光産業従事者の人数を把握する。また、観光案内人条例の免許情報に基づき、ガイドの島内居住人数及び居住率を把握する。	—	中期C	—	
関連指標	平均宿泊数	竹富町	5年に1回	竹富町が、入域観光統計調査のデータに基づき、西表島における観光客の宿泊率及び宿泊者の平均宿泊数を把握する。	—	中期E	—	

※「モニタリング計画」列は、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地モニタリング計画」のモニタリング指標と内容が近似するものについて、指標番号を記載した

※「行動計画指標」列は、「西表島行動計画」の管理評価指標と内容が近似するものについて、管理評価指標の項目番号を記載した

※「全体構想」列の○印は、「西表島エコツーリズム推進全体構想」のモニタリング項目として設定されている項目

(2) 評価結果に応じた対応方法

モニタリング指標の評価方法については、「4. 1 モニタリング・評価の体制」に示した通り、「モニタリング評価委員会」を設置して定期的に確認・評価を行い、評価結果やとるべき対策案について西表島部会に対して報告・助言を行うこととされている。このように評価結果の反映方法については基本的にモニタリング評価委員会によって検討されるが、生じた影響に対して迅速に対応するため、現時点で想定する主な対応方法について以下に示す。

(※なお、全体構想において指定された自然観光資源及び特定自然観光資源におけるモニタリング結果に応じた対応方法については、全体構想 p64 に示されている通りである。)

- ①遺産地域内における管理指標の基準値については法令等に基づく規制的な手法により定められていることから、その超過が確認された場合は、関係法令に基づく処分を確実にを行うとともに、監視体制など当該法令を遵守徹底させる仕組みについて必要に応じて見直しを行う。
- ②遺産地域内における影響指標について問題が確認された場合には、モニタリング評価委員会等の専門家の助言を受けた上で、管理方法としているエコツーリズム推進全体構想（エコツーリズム推進法）に基づき、自然観光資源の指定・解除、利用ルール見直しや利用休止、特定自然観光資源の立入制限の方法の変更などの保全措置を実施する。
- ③遺産地域外における管理指標及び影響指標について基準値の超過や問題が確認された場合には、改めて想定される影響や発生している影響の程度を確認・再評価し、観光事業者との連携強化による来訪者数の調整、誘導や、利用ルールや来訪者への情報提供の内容・方法の見直し、影響低減のためのインフラ強化や運用方法改善など、必要な対策を検討・実施する。
- ④遺産地域外における関連指標については、評価結果をもとに観光の質や多面的価値の創出の状況について確認しつつ、持続可能な観光の実現に向けて必要に応じて適宜関係機関間で情報共有を行う。